

第3次 中期経営計画

令和2年3月



社会福祉
法人

東広島市社会福祉協議会

はじめに

今日、わが国では、少子高齢・人口減少社会が進展する中、個人や世帯を取り巻く環境の変化により、地域福祉の課題も多様・複雑化し、社会的孤立、生活困窮、ひきこもりなど、分野ごとの公的支援制度だけでは、対応が難しい複合的な社会的課題に対する地域社会のあり方が問い直されています。

こうした状況の中、国では、地域で暮らす一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現を目指して、各自治体における包括的支援体制の整備と地域共生に資する地域活動の促進が図られているところです。

本協議会においても、「我が事・丸ごと地域共生社会の実現」を基本理念に掲げた「第3次地域福祉活動計画」に基づき、地域住民を主体とした協議の場の構築、日頃からの地域のつながりや支え合い体制の支援、あらゆる生活課題に対する総合相談体制の充実などの取り組みを進めているところであります。

この第3次中期経営計画は、目まぐるしく変化する社会情勢と本協議会を取り巻く環境の変化に対応し、「地域共生社会」の中心的な担い手となる社会福祉法人として、市民の生活課題や地域の福祉課題に柔軟に対応できる組織づくりや安定的な経営基盤の強化に力を入れ、持続的な組織の発展をめざしていくことを目的に策定したものです。

今後とも、複雑多様化する福祉ニーズに対応するとともに、地域福祉の中核的な役割を果たすため、「地域共生社会の中心的な担い手」として、役職員一丸となってその責務を遂行し、すべての人々が連帯し、尊重し合い、支え合える「地域共生社会」の実現に向け、邁進してまいります。

なお、一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

令和2年3月

社会福祉法人東広島市社会福祉協議会
会 長 高 橋 幸 夫

目 次

はじめに

I	中期経営計画の理念と策定の背景	
1	中期経営計画の理念	1
2	中期経営計画策定の背景	1
(1)	策定の経緯	1
(2)	策定の根拠	1
II	社会福祉協議会を取り巻く環境	
1	社会福祉をめぐる環境の変化	2
2	法改正・制度の変化	2
(1)	主な法制度の改正	2
(2)	社会福祉法の改正	2
(3)	働き方改革関連法の施行	3
3	全国社会福祉協議会の動き	3
4	広島県・広島県社会福祉協議会の動き	3
5	東広島市の動き	4
III	本協議会の現状と第2次中期経営計画の評価	
1	本協議会の現状と課題	5
(1)	組織	5
(2)	事業実施状況	6
(3)	財政状況	7
2	第2次中期経営計画の評価	8
IV	第3次中期経営計画の方向と具体的な施策	
1	第3次中期経営計画のめざすべき方向	9
(1)	基本的な方向性	9
(2)	計画の位置づけ	9
(3)	経営ビジョン	10
(4)	経営戦略及び重点目標	10
(5)	計画期間	11
2	第3次中期経営計画の具体的な施策	12
(1)	施策	12
(2)	財政計画	21
V	第3次中期経営計画の管理評価体制について	
1	計画の推進	24
2	計画の進行管理、評価、見直し	25
	参考資料	27

I 中期経営計画の理念と策定の背景

1 中期経営計画の理念

東広島市社会福祉協議会（以下「本協議会」という。）は、地域福祉の推進を図る中核的な組織として、福祉課題を地域住民や団体・機関、特に市とともに解決に向けて活動する公共性・公益性の高い民間団体です。また、本協議会は、市民の多様なニーズに対応した質の高い福祉サービスを提供するために、組織、財政運営など業務全般にわたって見直しを行い、効果的で効率的な業務執行体制の再構築を図り、社会福祉法人として質の向上に努めています。

本協議会が策定する「中期経営計画」は、今日的な福祉・生活課題に対応するための事業や活動を企画・構築するため、本協議会の活動を安定的かつ、持続的に実施するために必要な組織基盤の強化（財源や人材育成等）について定めるものです。

2 中期経営計画策定の背景

(1) 策定の経緯

本協議会は、社会情勢や社会福祉をめぐる諸制度や環境が変化し、様々な経営課題が顕在化する中で、地域福祉の中核的な役割を担う団体として、組織運営の見直しを行い、業務執行体制の再構築を図るため、2010（平成22）年3月に初めて「中期経営計画（計画期間：平成22～26年度）」を策定しました。

この第1次経営計画では、「あったか笑顔のまちづくりプラン－東広島市社会福祉協議会地域福祉活動計画－（平成19年～平成23年度）」の中間評価に合わせて、法人運営、介護保険事業等の効果的かつ安定的な経営基盤の確立に取り組みました。

その後、福祉の事業環境が、『公共』から『協働』へと大きく変わる環境の変化に対応するため、2015（平成27）年3月に「第2次中期経営計画（計画期間：平成27～31年度）」を策定し、市民の多様なニーズに対応した質の高い福祉サービスを提供するとともに、更なる安定した組織・財政運営に取り組んできました。

(2) 策定の根拠

「新・社会福祉協議会基本要項（平成4年4月）」では、社会福祉協議会の機能として、「住民及び公私社会福祉事業関係者で構成されている特長を生かし、福祉に関する計画づくりをすすめます。そして、計画をふまえ、行政や関係団体、住民などに、提言・改善運動をすすめます。」と定めており、計画づくりと計画に基づく提言・改善運動が求められています。

Ⅱ 社会福祉協議会を取り巻く環境

1 社会福祉をめぐる環境の変化

地域福祉をとりまく環境は、目まぐるしく変化し、平成20年代は団塊の世代の高齢化を迎え、65歳以上の高齢者数は、2025（令和7）年には3,677万人となり、2042（令和24）年にピークを迎えると予測されています（3,935万人）。また、75歳以上の高齢者の全人口に占める割合は増加し、2065（令和47）年には、25%を超える見込みとなっています。

こうした状況の中、国では2015（平成27）年9月に「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」が発表され、地域包括ケアシステムを全世代・全対象に拡大し、共生社会実現をめざす「新しい地域包括支援体制」の構築に向けた取り組み方針が示されました（新福祉ビジョン）。

その後、2016（平成28）年6月「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「地域共生社会の実現」が国の施策として盛り込まれ、支え手と受け手が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる「我が事・丸ごとの地域社会づくり」がすすめられることになりました。

併せて、厚生労働省は、同年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、地域共生社会の実現を今後の福祉改革を貫くコンセプトに位置づけ、様々な施策の検討が加速化されることになり、地域包括ケアシステムの強化、推進等の施策化が一層強化されることになりました。

2 法改正・制度の変化

(1) 主な法制度の改正

最後のセーフティネットである生活保護において、就労・自立支援の強化等を行うことや、生活保護に至る前の生活困窮者の支援として、総合相談、居住支援、就労準備支援事業等を実施するなど、第二のセーフティネットの充実・強化を行うことが定められ、生活困窮者自立支援法が、2015（平成27）年4月1日に施行されました。

(2) 社会福祉法の改正

2016（平成28）年3月に改正社会福祉法が公布され、経営組織のガバナンス強化や事業運営の透明性の向上等からなる「社会福祉法人制度改革」、福祉人材センターの機能強化や介護福祉士制度の見直し等からなる「福祉人材の確保促進」を柱とした取り組みがすすめられています。

特に、社会福祉法人制度改革においては、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組を実施する責務、行政の関与の在り方など公益性・非営利性を踏まえた「地域社会への貢献」という本来の役割が明確化され、各社会福祉法人には、創意工夫を凝らした多様な地域における公益的な取組の推進が責務として求められることになりました。

また、2018（平成30）年施行の改正社会福祉法においては、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念や市町村が包括的な支援体制づくりに努めることが規定されるとともに、市町村が策定する地域福祉計画の充実についても明記されました。

(3) 働き方改革関連法の施行

2018（平成30）年6月に成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」が、2019（平成31）年4月から順次施行されています。働き方改革関連法の目的は、現代において多様化する労働者の事情に応じ、働き方の選択ができる社会の実現と、働き方の改革を総合的に推進することです。そのため、これまで問題となっていた長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保など、様々な対策や措置を講じることとされています。

企業にとっては人材の確保・定着が喫緊の課題であり、働き過ぎを防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」を実現し、すべての職員にとって「働きやすく、働きがいのある職場」、魅力ある職場づくりが求められています。今後、ますます働き方改革を意識した経営が求められることとなります。

3 全国社会福祉協議会の動き

全社協においては、2017（平成29）年5月、「社協・生活支援活動強化方針（第2次アクションプラン）」を策定し、地域共生社会の実現に向けて各社協で今後強化すべき取り組みについて、「あらゆる生活課題への対応」、「地域のつながりの再構築」を強化方針の柱とし、実現に向け強化すべき行動として「アウトリーチの徹底」、「相談・支援体制の強化」、「地域づくりのための活動基盤整備」、「行政とのパートナーシップ」が示されました。

また、各地域での取り組みにあたっては、行政とのパートナーシップとともに、これまで以上に地域の関係団体及び社会福祉法人・福祉施設との連携・協働が不可欠となるとうたっています。

4 広島県・広島県社会福祉協議会の動き

2019（平成31）年1月現在、広島県の高齢化率は28.6%、後期高齢化率は14.4%と高齢化が進んでいます。また、2017（平成29）年度の合計特殊出生率は、1.56（全国/1.43）と全国平均を上回っているものの少子化の傾向が続いています。

このように、広島県においても少子高齢化・人口減少が進み、家庭・地域社会の変貌と相まって、集落自治機能の低下、2025年問題、社会的に孤立した人々の生活課題の顕在化、制度の狭間の問題などに直面しています。

広島県では、高齢期になっても自分らしく輝き、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる広島県づくりをめざした「第6期ひろしま高齢者プラン」に基づき、県内23市町125の日常生活圏域における地域包括ケアシステムの構築がすすめられ、そのシステムを強化させるための「第7期ひろしま高齢者プラン」が2018（平成30）年度から進められています。

広島県社会福祉協議会では、広島県が策定する「ひろしま高齢者プラン」に呼応し、「広島県社協活動発展計画」を策定しています。2018（平成30）年3月に策定した「第4次広島県社協活動発展計画」では、「地域共生社会の実現を目指した地域包括ケアシステムの強化」の動きに併せて、関係機関、団体との協働、広島県とのパートナーシップのもと、地域福祉の施策化に対応した取り組みをはじめとしています。

また、この活動発展計画の実施にあたっては、全社協「社協・生活支援活動強化方針（第2次アクションプラン）」を地域共生社会の実現に向けた手順書として活用し、県内全市町社協における取り組みを支援することとされています。

5 東広島市の動き

東広島市の総人口は、2015（平成27）年の国勢調査で192,907人となっています。平成17年2月の近隣の5町との合併から約15年経過し、0～14歳人口は横ばいで推移していますが、65歳以上の人口は大幅に増加しており、全国や広島県よりも緩やかなものの、高齢化が進展しています。2015（平成27）年の高齢化率は22.3%ですが、2025年には24.9%、2045年には30%を超えると予測され、少子高齢化が更に進んでいく見込みです。

東広島市においては、市中心部などの市街地では人口流入に伴う都市化が進む一方で、周辺地域では過疎化が進行しています。また、価値観の多様化やライフスタイルの変化などによる地域コミュニティの希薄化と地域活動を運営する担い手の減少が進展し、地域で支え合う力の低下、地域を維持していくことが大きな課題となっています。

このため、住み慣れた地域で個人が尊重され、生き活きと暮らせるよう共に助け合える地域づくりを進めるというこれまでの基本的な考え方を継承し、さらなる地域福祉の発展と充実を図り、地域共生社会を実現するため、第3次東広島市地域福祉計画において、目指す地域福祉の基本理念を「みんなで考え、助け合い、誰もが人生を輝かせることができるまち」としています。

この基本理念の実現に向けて、「地域の人づくり」、「地域のつながりづくり」、「地域福祉活動を支える環境づくり」、「必要とする人が必要な支援を受けられる仕組みづくり」の4つの基本目標を掲げ、住民自治協議会をはじめ、各種団体などがより一層連携を深め、お互いに助け合い支え合うことで、日常の課題を解決する力（＝“地域の福祉力”）が高まることが期待されています。

Ⅲ 本協議会の現状と第2次中期経営計画の評価

1 本協議会の現状と課題

本協議会の現状と課題を組織、事業、財務の3つの側面からを整理したところ、次の課題が明らかとなりました。

(1) 組織

社会福祉協議会は、民間組織としての「自主性」と、広く住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」の2つの側面を持ち、民間の社会福祉活動の強化を図るため設立した法人であり、福祉活動への住民参加を進めながら一貫して地域福祉活動推進の役割を果たしてきた民間非営利組織です。

職員数に占める正規職員の割合は、27.2%で、非正規の職員が多い状況です。また、職員年齢が偏在しており、職員68名中55歳以上の職員は13名、20代の職員は2名です。

◆職員構成の分布（平成31年4月1日現在）

一般職員数		経営事業職員数		正規職員の割合
正規	非正規	正規	非正規	
31人	62人	37人	120人	27.2%

※ 「経営事業職員」とは、介護保険事業等に従事している職員。

◆正規職員年齢の分布（平成31年4月1日現在）

年齢区分	人数	年齢区分	人数
55以上	13	35～39	16
50～54	8	30～34	7
45～49	12	25～29	1
40～44	10	20～24	1

◆職員有資格者延べ数（令和元年7月末日現在）

年齢区分	人数	年齢区分	人数
社会福祉士	40人	障害者相談支援専門員	17人
看護師	9人	介護支援専門員	43人
介護福祉士	28人	主任介護支援専門員	11人

〈課題〉

- 職員年齢の偏在を是正し、組織の継続性を確保する必要があります。
- 地域課題や生活課題など多様化する福祉課題の解決に向けて、高い専門性が求められており、社会福祉士や主任介護支援専門員などの資格保有者など、事業の実施に必要な専門員の確保が課題です。
- 事業の継続のために、有資格者の確保や職員の資格取得の支援など職員の育成に努めていく必要があります。
- 社協は、民間組織としての特性を活かし、住民ニーズや地域の福祉課題に対して、即応性や柔軟性を発揮し、活動を進めていかなければなりません。
- 市行政をはじめ、施設法人など関係団体との連携強化やネットワークづくりが必要です。

(2) 事業実施状況

①地域福祉事業

- 本協議会においては、「我が事・丸ごと地域共生社会の実現」を基本理念に掲げた第3次地域福祉活動計画に基づき、地域住民を主体とした協議の場の構築、多様な活動の担い手の育成、あらゆる生活課題に対する総合相談体制の充実などの取り組みを進めています。
- これまで本協議会では、ふれあいサロンや見守りネットワーク活動、地区社会福祉協議会の組織づくりといった住民による地域福祉活動の支援をベースにした上で、さらにそれらを拡充、あるいは包括するような業務を行っています。
- 日常生活上の判断能力に不安のある方（認知症高齢者や知的障害・精神障害のある方、あるいは高齢・身体障害等で日常的金銭管理が困難な方）が地域で安心して生活できるように、法人後見事業と福祉サービス利用援助事業「かけはし」、生活あんしんサポート事業を行っています。
- 2015（平成27）年度から受託している生活困窮者自立支援事業は、生活困窮者が抱える複合的な課題（収入・生活費、病気・健康障害・障害、仕事・就職、ひきこもり・不登校等）について、包括的かつ継続的な支援を行うことにより、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を目標として実施しています。
- 2016（平成28）年度から受託している生活支援体制整備事業は、日常生活圏域（10圏域）に生活支援コーディネーターを配置し、地域の実情に応じて住民自治協議会をはじめ各種団体や地域住民が協働して、高齢者の日常生活を支えていく生活支援サービス等充実及び高齢者の社会参加促進を進めています。
- 2018（平成30）年7月に発生した「西日本豪雨災害」では、「東広島市被災者生活サポートセンター」を開設し、被災者への支援を行いました。
- 2018（平成30）年度から受託している東広島市地域支え合いセンター事業では、平成30年7月に発生した豪雨災害により被災された方々に対して、孤立死や自殺の発生防止、早期の生活再建を支援するために、生活状況や健康状態等の把握、見守りの必要な方への巡回訪問、生活支援等の相談窓口として課題や困りごとへの対応を必要な機関へつないでいます。

②介護保険等事業

本協議会は、支援を必要とする高齢者や障害者（児）への「介護保険サービス」や「障害福祉サービス」等の提供を行っています。

本協議会は、地域福祉事業と介護保険等事業の両輪で、事業を実施しています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるための「地域包括ケアシステム」の構築へ大きく貢献していくことができることは、本協議会の強みです。

事業名	所在地
居宅介護支援事業所	黒瀬、豊栄、河内、安芸津
訪問介護事業所	本所、黒瀬、北部、安芸津
訪問看護事業所	黒瀬、北部
通所介護事業所	豊栄、安芸津
通所型サービスA	福富、(河内)
就労支援事業B型・生活介護事業所 (自立支援センターつばさ)	安芸津
相談支援事業所	本所、(黒瀬)

注：1 通所型サービスAの河内は、令和2年3月31日をもって廃止予定。

2 相談支援事業所の黒瀬は、令和2年4月1日に本所に統合予定。

《課題》

- 地域福祉部門と在宅福祉部門が相互の連携体制を強化することが望まれ、地域福祉にも在宅福祉にも対応できる総合力のある社協職員をめざしていく必要があります。
- 単身高齢者や高齢者のみ世帯などの増加に伴い、生活支援が必要となる高齢者が、さらに増加するものと見込まれ、専門性の高い相談支援や相談支援体制の強化が課題となっています。
- 高齢者の人口や在宅ケアの対象者は急増し、しかも重度化・多様化・複雑化してきています。がん末期患者や人工呼吸器の装着者など、医療ニーズの高い利用者が増えており、訪問看護の量的・質的な充実を図ることは重要な課題となっています。
- 少子高齢化の進展により労働力人口が減少する中、介護サービス業界においては、慢性的な人材不足が続いており、人材の確保及び育成が継続的な課題となっています。
- 各事業の将来的ニーズ量、民間事業所数とのバランス、不採算地域での事業継続等収支見通しを精査し、本協議会が担うべき事業について検討していく必要があります。

(3) 財政状況

①事業収支状況

平成29年度及び平成30年度は、経常増減差額が黒字に転換しました。

◆収支差額の推移（法人全体 平成26年度～30年度） (千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
サービス活動収益	839,009	826,363	881,022	913,902	940,561
サービス活動費用	898,216	895,398	924,935	881,619	919,492
サービス活動増減差額	-59,207	-69,035	-43,913	32,283	21,069
経常増減差額	-58,933	-68,643	-43,685	32,546	22,474

②自主財源、公費財源

安定的な法人経営を行うためには、自主財源（会費、寄附金、共同募金配分金）と公費財源（経常経費補助金収益、受託金収益）の増は、不可欠です。この5年間について、自主財源は、世帯数の減少とともに、伸び悩みはありますが、公費財源は、委託事業の増加に伴い増える傾向にあります。

◆自主財源、公費財源の推移 (千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
自主財源	31,489	31,964	31,481	32,251	47,732
公費財源	405,415	423,166	479,704	492,147	513,679
合計	436,904	455,130	511,185	524,398	561,411

注：平成30年度は、災害関連の自主財源、公費財源を含んでいる。

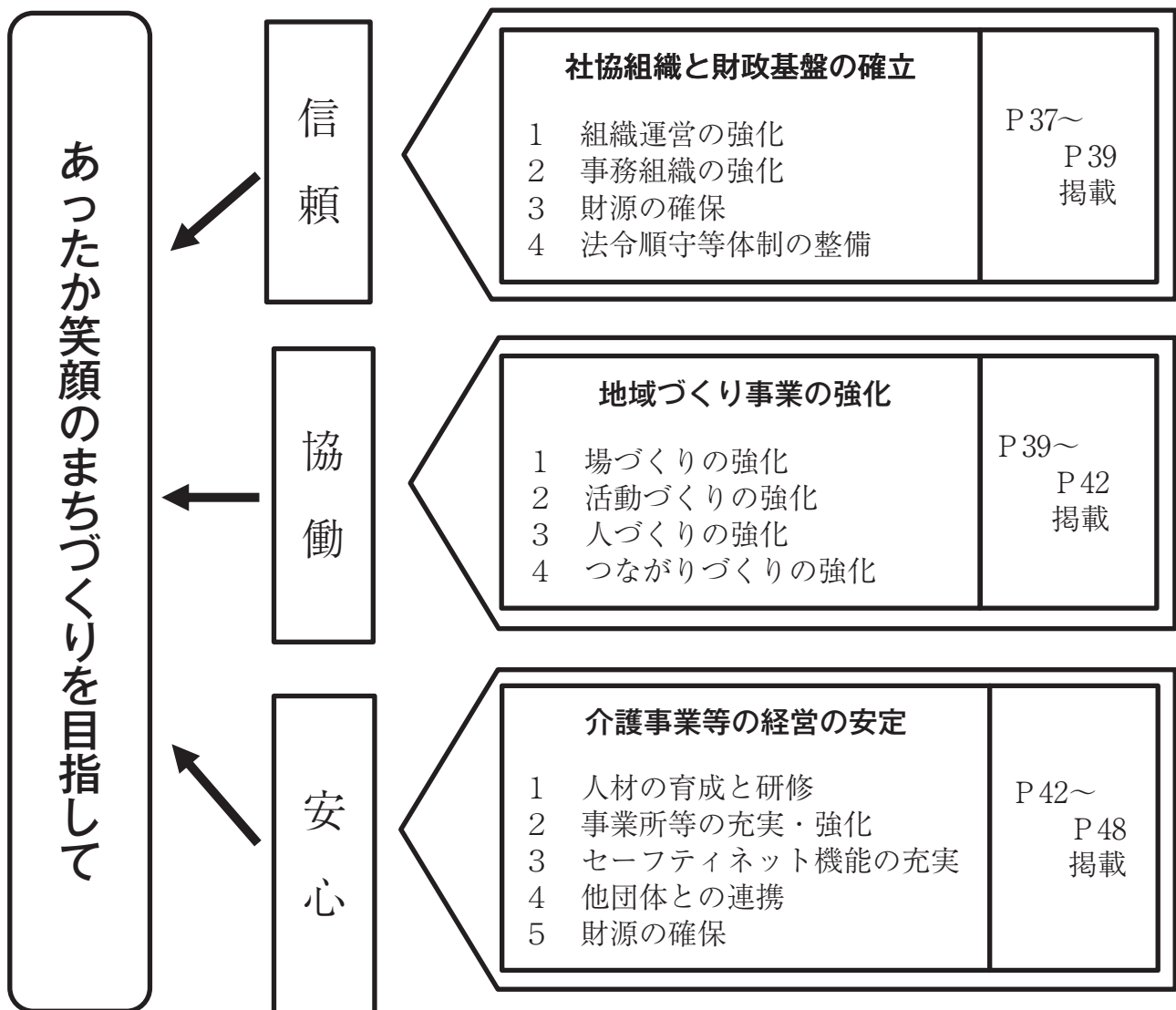
《課題》

- 今後、事業増に伴う人件費や事業費の増加、介護事業収入の減少などにより、計画的な財源確保が必要となっています。特に事業が増えるにしたがって、間接経費（経理・人事等法人運営経費）が増加しているため、間接経費の財源を確保することが必要です。
- 将来にわたって持続可能な財政運営を行っていくためには、安定した財政基盤の確立が急務となっており、自主財源や公費財源の確保が必要です。

- 介護保険等事業の事業収入が減少しており、経営改善を進め、採算の安定を図ることが求められています。
- 中期経営計画、地域福祉活動計画や介護保険事業経営改善計画に基づき、計画的な事業経営が求められています。
- 働き方改革などに伴い、生産性を向上する取り組みが求められており、時間外勤務の削減や経常経費の抑制、コスト意識の醸成、ICT（情報通信技術）の導入などにより、一層の効率的かつ適正な組織運営が求められています。

2 第2次中期経営計画の評価

第2次中期経営計画（以下「第2次計画」という。）では、地域住民や地域のあらゆる団体・組織の参加と協働による、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「あったか笑顔のまちづくり」の実現を目指し、行動目標とした「信頼」、「協働」、「安心」のテーマごとに、それぞれの重点項目を定め、取り組みを進めてきました。進捗状況については、参考資料「3 第2次中期経営計画の進捗状況」に掲載しております。



IV 第3次中期経営計画の方向と具体的な施策

1 第3次中期経営計画のめざすべき方向

(1) 基本的な方向性

2015（平成27）年3月策定の「全社協福祉ビジョン2011」（第2次行動指針）において、社会福祉協議会が地域共生社会の中心的な担い手としてその役割を十分に果たせるよう、全国の市区町村社協の経営基盤の強化、事業・活動の総合的な強化に向けた取り組みを行うことが重要とされています。

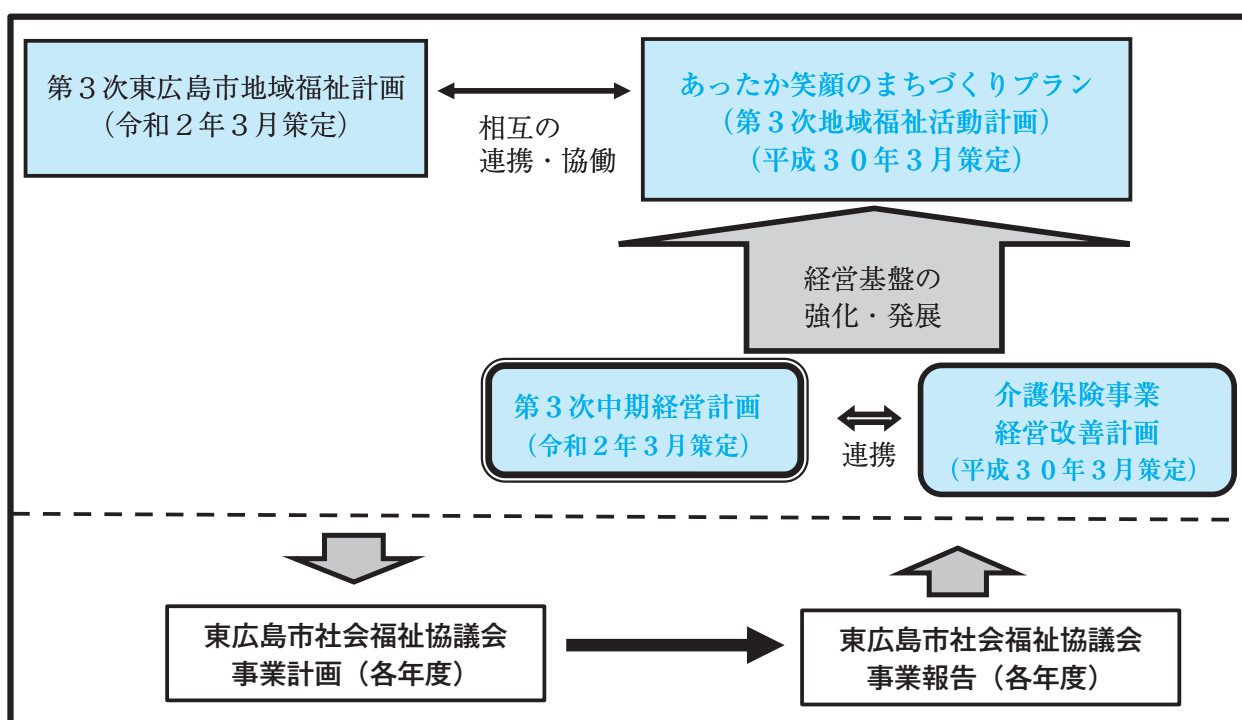
これからは、すべての人々が連帯し、尊重し合い、支え合える「地域共生社会」の実現があげられます。また、令和元年12月に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」の最終とりまとめでは、「地域共生社会の実現」を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに掲げ、包括的な支援体制の構築に向け、取り組むこととされています。

こうした背景のもと、この第3次中期経営計画は、第2次計画の取り組みを振り返り、成果と課題を検証するとともに、社会福祉法人としての基本理念を基に、目まぐるしく変化する社会情勢と本協議会を取り巻く環境の変化に対応し、地域共生社会の中心的な担い手となる団体として、市民の生活課題や地域の福祉課題に柔軟に対応できる組織づくりや安定的な経営基盤の強化に力を入れ、持続的な組織の発展をめざします。

(2) 計画の位置づけ

本協議会による「あったか笑顔のまちづくりプラン（第3次地域福祉活動計画）」の取り組み、東広島市による「第3次東広島市地域福祉計画」の実践が相互に協力・連携しながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる『地域共生社会の実現』を目指していきます。

また、2018（平成30）年度に策定した「第2期介護保険事業経営改善計画」との連携を図りつつ、全社協が提言する『「社協・生活支援活動強化方針」～地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言と第2次アクションプラン～』の強化方針を実現すべく、法人組織として一層の効率のかつ安定的な組織基盤の強化を図るものとし、この第3次中期経営計画を策定し、推進してまいります。



(3) 経営ビジョン

本協議会の経営ビジョン（めざす姿）を「地域共生社会の実現のために～組織基盤の安定化と持続可能な経営基盤をめざす～」と定め、第3次中期経営計画を通してその達成に、地域、住民、行政、関係団体など多種・多様な主体との連携・協働により取り組んでいきます。

(4) 経営戦略及び重点目標

本協議会は、民間組織としての「自主性」と、広く住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」の2つの側面を持つ、非営利・民間の福祉団体として、また、地域共生社会の中心的な担い手となる団体として、経営ビジョンを実現するため、次の経営戦略及び重点目標に基づき、事業を行います。

第3次中期経営計画では、これまでの第2次計画の評価と近年の社会情勢、行政や全国社会福祉協議会の指針等をふまえ、今後、本協議会が取り組むべき課題を抽出してきました。そこから、取り組むべき方向性を「人材」、「組織」、「財源」の3つに集約しました。

○「人材」 地域福祉の中核を担う人材の育成

地域課題や生活課題など多様化する福祉課題の解決に向けて、地域住民とともに考えていくことが、社協の地域福祉推進のための役割です。職員一人ひとりが専門性を高め、多職種と連携し、ネットワークを活用しながら的確・迅速に対応できる力をつけていくことが重要になります。また、社会福祉法人制度改革では、改めて社協の使命が問われ、営利を目的としない法人として相応しいガバナンスと高い透明性を備え、地域の様々な福祉ニーズに対応し、生活課題解決への実践と成果が問われています。

このような課題へ対応するため、「地域福祉の中核を担う人材」の育成、質の高いサービス提供を行う人材の確保・定着に取り組めます。

○「組織」 組織運営の強化と地域から信頼される組織づくり

東広島市において展開される「地域共生社会の実現」に向けた施策・制度に主体的かつ積極的にかかわり、既存の事業・活動の拡大や、新規事業の受託・実施による本協議会の機能の更なる強化が必要です。地域を取り巻く環境の変化によって福祉課題も複雑・多様化する中、本協議会の役割は一層重要となっています。

このような課題へ対応するため、本協議会としてできること、すべきことを的確に捉え、複雑・多様化する課題や制度の狭間にある課題に柔軟に対応できるよう組織の強化を図り、地域から信頼される組織づくりを進めます。

○「財源」 安定した経営と持続可能な経営基盤づくり

本協議会が事業・活動を推進していくために、安定した財源の確保が必要です。本協議会は、会費、寄附金、共同募金配分金等の「民間財源」、受託金や補助金等の「公費財源」、介護報酬や自立支援給付費などの「事業収入」が財源となっています。

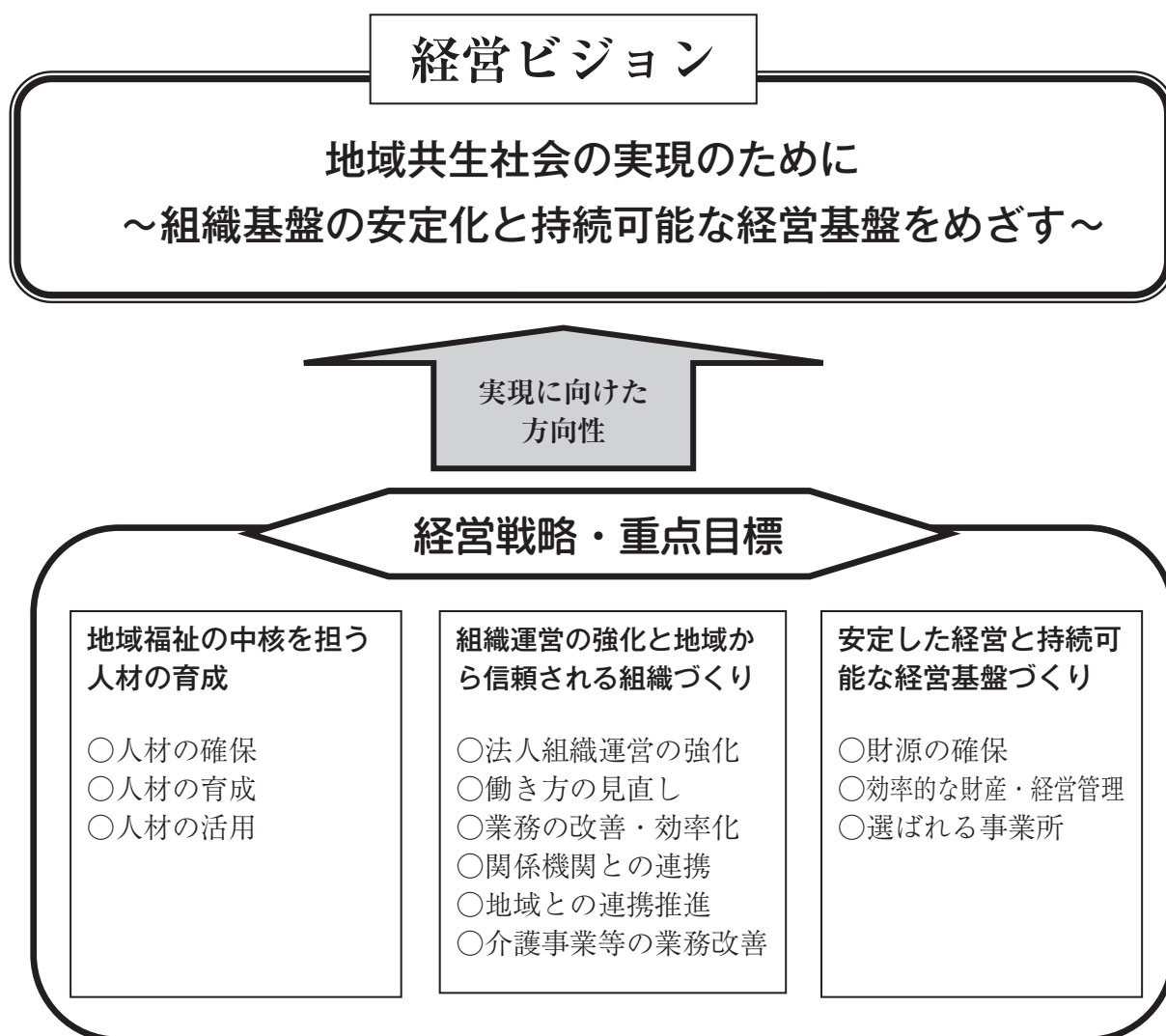
受託金や補助金については、必要な経費を行政等から確保していくことが必要であります。会費や寄附金、共同募金配分金は、住民主体の地域福祉活動を進める財源となるものであり、その確保においては住民に対する理解を広げ、本協議会の事業・活動への参加を促進していくことが

重要です。

また、社会福祉法人制度改革においては、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化が求められています。

このような課題へ対応するため、本協議会が行う各種の事業の実施に当たっては、財源の確保と同時に経費削減や地域住民から託された貴重な財源を扱っているという意識をもち、適正な支出管理に努めます。本協議会自らが、責任をもって自主的・自律的に運営を行っていけるよう自律性を高めることにより、安定的に展開できる経営基盤の確立をめざします。

また、介護保険事業等の事業所経営では、新規利用者の拡充と合わせて、採算性の確保のための財務分析と現状の把握が必要不可欠であり、事業収入や限られた予算の範囲でより効果的に、かつ安定的に事業が運営できるよう努めます。



(5) 計画期間

計画の期間は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とします。

なお、社協を取り巻く環境の変化による新たな課題に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

2 第3次中期経営計画の具体的な施策

(1) 施策

○ 人材

経営戦略	地域福祉の中核を担う人材の育成
現状と課題	<p>1 地域課題や生活課題など多様化する福祉課題の解決に向けて、常に専門性が求められる。地域住民とともに解決に向けて考えていくことが、社協の地域福祉推進の役割である。職員一人ひとりが専門性を高め、多職種と連携し、ネットワークを活用しながら的確・迅速に対応できる力をつけていくことが重要である。</p> <p>2 本協議会は、民間組織としての特性を活かし、住民ニーズや地域の福祉課題に対して、即応性や柔軟性を発揮した活動を進めていかなければならない。また、人材育成については、職員一人ひとりの能力を引き出し、向上させる体制づくりが必要である。さらに、社協は市民から信頼され、自律した組織として発揮するためには、組織の透明性と信頼性の確保が重要である。</p>

重点目標	重点計画	具体的な取組	実施年度				
			R2	R3	R4	R5	R6
人材の確保	人材確保の推進	関係機関と連携、協力して職場求人説明会の開催、人材確保に向けた研修会を開催する。	実施				
	計画的な職員採用	職員の年齢層や家庭環境（出産、育児、介護等）を考慮し、持続可能な組織づくりと人材確保を行う。	検討	実施			
	効果的な募集方法の検討	<p>1 翌年度の新規採用職員の募集時期を可能な限り早い時期に行う。</p> <p>2 職場説明会への参加や実習生の受入れを積極的に行う。</p>	実施				
	採用方法・資格要件の検討	幅広い分野の人材を確保するため、職員採用時の資格要件のあり方について検討する。	検討	実施			
	人材の国際化検討	福祉・介護業界において、人材不足が深刻化しており、外国人材活用の可能性を検討する。		検討			
人材の育成	研修体系の構築	職員の意欲・主体性、モチベーションをアップするため、計画的に研修に参加する仕組みを検討し、職員の研修制度を構築する。	検討	実施			
	職員の質の向上	関係機関等が行う研修に積極的に参加し、職員のスキルアップや質の向上を図る。	実施				
	職員の専門性の向上	専門性を高め質の高いサービスを提供するため、全職員を対象とした研修や他部門と協働した研修を実施し、社協職員としての専門性を高め合う。	検討	実施			

	職員の情報リテラシーの向上	ネットワーク体系等に合わせて情報セキュリティポリシーを作成するとともに、職員のパソコン等のスキルやセキュリティ意識（個人情報情報の適正な管理）の向上を図る。	検討	実施				
	計画的な資格取得支援	1 業務に関する必要な資格の取得を促し、安定した組織運営と人員配置につなげる。 2 職員一人ひとりがキャリアプランを描き、スキルの向上をめざしつつ、就労が継続できるよう、人材育成のシステムを検討する。	検討	実施				
	働きがいのある職場づくり	積極的な資格取得支援や働きやすく、魅力ある職場づくり（手当のあり方、フレックスタイム制の導入、在宅勤務等）について検討し、職員の定着を図る。		検討				
人材の活用	職員の適正配置	職員の自己評価を実施し、職員の積極性やチャレンジの意向を踏まえた、適正な人員配置を行う。	検討	実施				
	女性職員の活躍推進	女性の職業生活における活躍推進計画を作成し、女性が就業継続し、活躍できる雇用環境の整備を行う。		検討	実施			
	退職者の再雇用	子育てや介護を理由に退職した者に対して、声掛けを行う。	実施					
	再任用職員の活躍推進	資格を持った再任用職員の知識経験を活用し、若手職員を教育する仕組みを検討する。	検討	実施				
	メンタルヘルス対策の推進	産業医を中心としたサポート体制を確立し、ストレスチェック等による職場の環境改善や職員研修を実施するなどメンタルヘルス対策を行う。	検討	実施				
	職員の健康づくり	職員の健康増進はもとより、企業の生産性の向上やイメージアップを図るため、「ひろしま企業健康宣言」に参加し、健康経営の取組を行う。	実施					

○ 組織

経営戦略	組織運営の強化と地域から信頼される組織づくり
現状と課題	<p>1 複雑・多様化する課題や制度の狭間にある課題に柔軟に対応できる組織づくりや組織の基盤強化が求められている。</p> <p>2 社協が実施している業務の範囲が拡大しており、将来的な住民ニーズ量、民間事業所とのバランス、財源などを総合的に検討し、事務事業を見直していく必要がある。</p> <p>3 各地域での福祉のまちづくりの取り組みにあたっては、行政とのパートナーシップとともに、これまで以上に地域の関係団体及び社会福祉法人・福祉施設との連携・協働を深め、お互いに助け合い支え合うことが求められている。</p> <p>4 住民一人ひとりが、住み慣れた地域で暮らし続けられるように支援していくことが求められている。障害者や高齢者など様々な課題を抱える住民が地域の一員として自立した生活を継続させるための総合的な相談・支援体制を構築していくことが必要となっている。</p>

重点目標	重点計画	具体的な取組	実施年度				
			R2	R3	R4	R5	R6
法人組織運営の強化	コンプライアンスの徹底	法令、社内規則や社会良識などの様々なルールや規範を職員に浸透させ、定着を図る。	実施				
	危機管理体制の確立	大規模災害などのリスク対策として事業継続計画（BCP）を策定する。	検討	実施			
	P D C A サイクルの確立	各事務事業において評価に基づく P D C A サイクルの仕組みを確立し、組織運営の効率化とサービスの維持向上を図る。	検討				
	法人運営体制の強化	経営に参加する仕組みづくりを行うため、経営に関する委員会を設置する。		検討	実施		
	情報発信の強化	<p>1 見える化・魅せる化に向けて広報活動を展開する。</p> <p>2 ホームページやブログ等の多様な情報発信手段を活用し、情報の発信を強化する。</p>	検討	実施			
	効率的な総合システムの構築・運用	事務の簡素化・効率化を推進するため、総合システム等基幹業務の新規導入や更新を含め、機能の拡充を図り、システムの構築・運用を図る。		検討	実施		
	多種・多様な連携	市内の福祉施設を運営する法人や福祉関係者など、多種多様な主体との連携を密にし、より良い地域支援体制の連携を図る。	実施				
	社協内部の連携	<p>1 すべての職種が合同で研修等を行い、他の職種内容を把握し、速やかに問題に取り組めるよう連携強化を図る。</p> <p>2 出向職員と定期的な会議を行い、互いの業務内容を共有し連携を図る。</p>	検討	実施			

	施設管理	1 施設利用者の安全確保の充実を図る。 2 職場環境を整備し、施設や設備の計画的な維持管理を行う。	検討	実施			
働き方の見直し	働きやすい職場環境の整備	ワーク・ライフ・バランスを意識し、休暇が取りやすい環境づくりを行い、休暇（男性育児休暇取得、介護休暇、看護休暇等）の取得の向上に努める。	検討	実施			
	多様な雇用形態の検討	職員のフレックスタイムの導入やテレワークなど、柔軟かつ多様な職員の働き方に応えられるよう勤務のあり方を検討する。	検討				
業務の改善・効率化	公用車の管理システムの導入	公用車の有効な活用を図るため、公用車の管理システムを導入し、効率的な運用及び管理を行う。	検討	実施			
	I C T利活用の推進	会議の効率化や事務コストの削減を図るため、局内の無線LAN環境の整備、情報端末を利用したペーパーレス会議システムなどの導入を図る。	検討	実施			
	電子決裁の導入	総合システムの機能を活用し、人事管理システムにおける勤怠管理や会計システムの伝票について電子決裁の導入を図る。		検討			
	事務事業の改善・効率化	コスト削減、仕事のやり方の見直し等を意識して事務事業内容の精査を行い、業務及び業務分担の最適化、効率的な事務事業に取り組む。	検討	実施			
	庶務・経理の一元化	各支所で行っている庶務や経理の一元化等を検討し、業務の効率化を図る。	検討	実施			
	スクラップアンドビルドの推進	プロジェクトチームを設置し、事業ごとに共通業務の洗い出し等を行い、市民ニーズや利用率、業務の効率化など総合的に検討し、既存事業の見直しを行う。	検討	実施			
関係機関との連携	地域包括支援センター	地域包括支援センターの定例会において介護事業所等との連携を継続し、互いの業務について理解を深め、よりよい地域支援が行える体制を強化する。	検討	実施			
	子育て障害総合支援センターはあとふる	はあとふるの定例会において、活動内容を共有し、様々なケースに対して社協の強みである総合相談窓口としての機能を発揮していく。		実施			
	東広島市社会福祉施設連絡協議会	1 事務局としてバックアップを継続するとともに、各種会合に参画し、多職種と顔の見えるつながりづくりを強化する。 2 様々な研修会や交流会に社協の職員として積極的に参加する。	検討	実施			

		3 はいかいSOSシステムを活用し、行方不明になった方の早期発見のため、東広島市社会福祉施設連絡協議会と連携するとともに、発見後の家族支援につながるような仕組みを構築する。	検討	実施				
地域との連携推進	地域共生社会の推進	1 包括的な相談支援体制の構築 2 地域共生ネットワークの構築	検討	実施				
	場づくり	1 圏域ごとの地域課題に向けた協議の場の拡充と、圏域別温度差の解消 2 地域住民を中心とした協議の場の構築 3 地域住民と専門職の協議の場の構築	← 検討・実施 →					
	活動づくり	1 住民主体による小地域福祉活動の推進 2 社会福祉法人・施設等と連携した地域共同ケアの実践 3 高齢者サロンの世話人の高齢化に伴う後継者の育成	← 検討・実施 →					
	人づくり	1 より幅広くより多くの手段による情報発信や啓発 2 多様な活動の担い手育成と社会参加の促進 3 地域を基盤とした住民福祉教育の推進	← 検討・実施 →					
	つながりづくり	1 行政との連携による東広島版地域包括ケアシステムの深化・推進 2 ボランティア活動の活性化及び活動団体との連携強化	← 検討・実施 →					
	安心づくり	1 権利擁護支援における地域連携ネットワーク等の整備 2 あらゆる生活課題に対する総合相談体制の構築 3 介護・看護・障害福祉等の専門職として連携しながら地域福祉活動等にも協力していく。	← 検討・実施 →					
	圏域ごとの取り組み	各圏域の取り組みについては、別紙のとおりとする。	← 検討・実施 →					
	介護事業等の業務改善	北部居宅介護サービスのあり方検討	北部地域の居宅介護支援サービスのあり方について検討する。	検討				
居宅介護		1 計画的な職員配置や、資格取得・研修参加ができるような仕組みを構築する。 2 地域の医療機関や、福祉関係事業所、地域福祉事業担当者との連携を強化する。	実施					

訪問介護	<p>1 研修に積極的に参加し知識と質を向上する。また、積極的に広報活動を行い利用者の獲得を図る。</p> <p>2 居宅介護支援事業所、相談事業所等と連携し、利用者の獲得を図る。</p>	実施				
訪問看護	<p>加算がとれるよう人員体制を整え、多職種と連携を密にし、利用者獲得に努める。</p>	検討	実施			
通所介護	<p>1 地域の現状把握と人材確保、事業規模の見直しや、共生型サービスの移行を検討する。</p> <p>2 地域包括支援センターや、各居宅介護支援事業所との連携、連絡体制の強化を図る。</p>	実施				
就労支援事業 B型・生活介護	<p>1 利用ニーズに合わせ施設外就労の実施に向けた企業との連携強化や体制整備の検討を行う。</p> <p>2 就労支援や障害特性に合わせた研修の参加等で職員のスキルアップを図る。</p>	検討	実施			
相談支援	<p>地域の社会資源として利用者のニーズ把握と、それに対応していくための職員体制の整備等の問題に対する対策を行う。</p>	実施				

圏域ごとの重点的な取り組み

圏域	取り組み
西条北圏域	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の交流の場・地域活動との連携強化 2 多世代での支え合い、地域の担い手づくり 3 小学校区・地区社協・サロン等での地域課題の共有、課題への取り組み
西条南圏域	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域のつながりづくり 2 認知症になっても助け合える地域づくり
八本松圏域	<ol style="list-style-type: none"> 1 小地域の話し合いの場づくり 2 身近な場所に集える場づくり 3 新たな活動者の確保
志和圏域	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域課題の実態把握と、地域で解決に向け動ける体制づくりの強化 2 地域住民の声や思いを「形」にし、関係機関につなげる仕組みの強化 3 地区社協・地域サロン等の活動がより充実し継続するための、活動者への支援
高屋圏域	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者等の外出支援 2 地域の担い手不足の解消 3 高齢者の見守りなどの仕組みづくり
黒瀬圏域	<ol style="list-style-type: none"> 1 ひきこもりや孤立しがちな世帯への支援 2 認知症患者とその家族への支援 3 新たな担い手の発掘と確保 4 地区社協版地域福祉計画の策定
福富圏域	<ol style="list-style-type: none"> 1 買い物困難者への対策 2 地域の見守り活動の支援 3 高齢者等の外出支援
豊栄圏域	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者外出支援 2 認知症を学び地域で支える互助活動の推進 3 若い世代の担い手づくり 4 地域包括ケアシステムの構築
河内圏域	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域課題に向けた情報共有を行い「自分たちで出来ることは何か」を考える組織づくりの推進 2 世代間交流の場を通して、若い世代に地域福祉を啓発 3 自主防災組織との連携 4 地域で出来る認知症予防、介護予防 5 移動手段のあり方についての取り組み
安芸津圏域	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康増進活動の定着と仲間づくり 2 地域包括ケアシステムの構築 3 高齢者見守り体制の仕組みづくり 4 障害者の就労実態把握と事業所連携

○ 財源

経営戦略	安定した経営と持続可能な経営基盤づくり
現状と課題	<p>1 会費や寄附金、共同募金配分金は住民主体の地域福祉活動を進める財源となるものであり、住民に対する理解を広げ、社協の事業・活動への参加を促進していくことが必要である。</p> <p>2 社協が事業・活動を推進していくためには、受託金や補助金など安定して財源を確保する必要がある。</p> <p>3 事業経営では、新規利用者の拡充と合わせて採算性の確保のための財務分析と現状把握が必要不可欠である。</p> <p>4 財源管理及び効果的な運用を検討することが必要である。</p>

重点目標	重点計画	具体的な取組	実施年度				
			R2	R3	R4	R5	R6
財源の確保	自主財源の確保	<p>1 社協の活動基盤の強化のため、自主財源の確保に取り組むとともに、有効活用を図る。</p> <p>2 社協の役割を周知し、会員の拡大、寄付金や共同募金の増加を目指す取組を行う。</p>	検討 実施				
	公費財源の確保	事業活動の安定した推進を図るため、公的財源の拡大を図る。	検討	実施			
	会員制度の充実	企業などの社協サポーター（特別会員）の拡大を図るよう取り組む。	実施				
	介護保険事業等の収入確保	<p>1 介護保険事業経営改善計画に基づき、計画を推進し、安定した経営を行う。</p> <p>2 利用目標人員等の算定（月間）</p> <p>【居宅介護】</p> <p>黒瀬 155人</p> <p>豊栄 70人</p> <p>河内 140人</p> <p>安芸津 105人</p> <p>【訪問介護】</p> <p>本所 460回</p> <p>黒瀬 920回</p> <p>北部 500回</p> <p>安芸津 460回</p> <p>【訪問看護】</p> <p>黒瀬 225回</p> <p>北部 140回</p> <p>【通所介護】</p> <p>豊栄 550人</p> <p>安芸津 658人</p>	実施				

効率的な財産・経営管理	備品管理の徹底	固定資産台帳、備品台帳を整理し、適正な財産管理を行う。	実施				
	資金運用（公債等）による財源の確保	中長期的な資金計画に基づき、金融情勢を考慮しながら、安全かつ安定した資金管理と運用益の確保に努め、財源確保を図る。	検討	実施			
	経営指標による経営の分析	経営状況と財務状況を正確に把握するとともに、経営指標により経営を分析し、法人運営の透明性の向上とガバナンスの強化を図る。	検討	実施			
選ばれる事業所	地域に根差した信頼できる事業所	事業所の将来性を見据え、ICT等の導入や事業所のあり方を検討する。	検討	実施			

(2) 財政計画

東広島市社会福祉協議会の令和2年度から令和6年度までの各会計の事業活動収支の推計は次のとおりです。

ア 事業活動計算書（法人全体）

（単位：円）

勘定科目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
サービス活動増減の部	収益					
	会費収益	11,014,000	11,114,000	11,214,000	11,314,000	11,414,000
	寄附金収益	10,200,000	10,353,000	10,508,000	10,665,000	10,824,000
	経常経費補助金収益	175,961,000	176,136,000	176,312,000	176,400,000	176,576,000
	受託金収益	375,410,000	361,826,000	362,895,000	363,978,000	369,488,000
	事業収益	15,279,000	15,579,000	15,879,000	16,179,000	16,479,000
	負担金収益	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000
	介護保険事業収益	296,313,000	293,350,000	290,417,000	287,513,000	284,638,000
	就労支援事業収益	4,634,000	4,634,000	4,634,000	4,634,000	4,634,000
	障害福祉サービス等事業収益	72,920,000	72,191,000	71,470,000	70,756,000	70,049,000
	医療事業収益	19,394,000	19,781,000	20,176,000	20,579,000	20,990,000
	その他の収益	2,396,000	2,396,000	2,396,000	2,396,000	2,396,000
	サービス活動収益計(1)	983,851,000	967,690,000	966,231,000	964,744,000	967,818,000
	費用					
	人件費	717,487,000	707,487,000	707,487,000	697,487,000	692,487,000
	事業費	160,311,000	154,817,000	156,111,000	155,451,000	155,706,000
	事務費	73,082,000	70,489,000	71,248,000	71,039,000	71,280,000
	就労支援事業費用	4,634,000	4,634,000	4,634,000	4,634,000	4,634,000
	共同募金配分金事業費	0	0	0	0	0
助成金費用	15,053,000	15,113,000	15,173,000	15,233,000	15,293,000	
減価償却費	19,557,000	19,557,000	19,557,000	19,557,000	19,557,000	
国庫補助金等特別積立金取崩額	-1,873,000	-1,873,000	-1,873,000	-1,873,000	-1,873,000	
その他の費用	0	0	0	0	0	
サービス活動費用計(2)	988,251,000	970,224,000	972,337,000	961,528,000	957,084,000	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	-4,400,000	-2,534,000	-6,106,000	3,216,000	10,734,000	
外増減の部	サービス活動					
	収益					
	受取利息配当金収益	1,385,000	1,385,000	1,385,000	1,385,000	1,385,000
サービス活動外収益計(4)	1,385,000	1,385,000	1,385,000	1,385,000	1,385,000	
費用						
サービス活動外費用計(5)	0	0	0	0	0	
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	1,385,000	1,385,000	1,385,000	1,385,000	1,385,000	
経常増減差額(7)=(3)+(6)	-3,015,000	-1,149,000	-4,721,000	4,601,000	12,119,000	
特別増減の部	収益					
	固定資産受贈額	0	0	0	0	0
	その他の特別収益	0	0	0	0	0
	特別収益計(8)	0	0	0	0	0
	費用					
固定資産売却損・処分損	0	0	0	0	0	
その他の特別損失	0	0	0	0	0	
特別費用計(9)	0	0	0	0	0	
特別増減差額(10)=(8)-(9)	0	0	0	0	0	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	-3,015,000	-1,149,000	-4,721,000	4,601,000	12,119,000	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	314,666,000	311,501,000	310,202,000	305,331,000	309,782,000
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	311,651,000	310,352,000	305,481,000	309,932,000	321,901,000
	基本金取崩額(14)	0	0	0	0	0
	基本金取崩額	0	0	0	0	0
	基金取崩額(15)	0	0	0	0	0
	基金取崩額	0	0	0	0	0
	その他の積立金取崩額(16)	0	0	0	0	0
	その他の積立金取崩額	0	0	0	0	0
	その他の積立金積立額(17)	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
	その他の積立金積立額	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
次期繰越活動増減差額(18)=(13)+(14)+(15)+(16)-(17)	311,501,000	310,202,000	305,331,000	309,782,000	321,751,000	

イ 事業活動計算書（地域福祉事業関連）

（単位：円）

勘定科目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
サービス活動増減の部	収益					
	会費収益	11,014,000	11,114,000	11,214,000	11,314,000	11,414,000
	寄附金収益	10,200,000	10,353,000	10,508,000	10,665,000	10,824,000
	経常経費補助金収益	175,961,000	176,136,000	176,312,000	176,400,000	176,576,000
	受託金収益	375,410,000	361,826,000	362,895,000	363,978,000	369,488,000
	事業収益	15,138,000	15,438,000	15,738,000	16,038,000	16,338,000
	負担金収益	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000
	介護保険事業収益	0	0	0	0	0
	就労支援事業収益	0	0	0	0	0
	障害福祉サービス等事業収益	0	0	0	0	0
	医療事業収益	0	0	0	0	0
	その他の収益	1,894,000	1,894,000	1,894,000	1,894,000	1,894,000
	サービス活動収益計(1)	589,947,000	577,091,000	578,891,000	580,619,000	586,864,000
	費用					
	人件費	408,264,000	401,764,000	400,264,000	398,764,000	402,264,000
	事業費	114,341,000	109,767,000	111,962,000	112,185,000	113,306,000
	事務費	56,504,000	54,243,000	55,327,000	55,437,000	55,991,000
就労支援事業費用	0	0	0	0	0	
共同募金配分金事業費	0	0	0	0	0	
助成金費用	15,053,000	15,113,000	15,173,000	15,233,000	15,293,000	
減価償却費	11,184,000	11,184,000	11,184,000	11,184,000	11,184,000	
国庫補助金等特別積立金取崩額	-340,000	-340,000	-340,000	-340,000	-340,000	
その他の費用	0	0	0	0	0	
サービス活動費用計(2)	605,006,000	591,731,000	593,570,000	592,463,000	597,698,000	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	-15,059,000	-14,640,000	-14,679,000	-11,844,000	-10,834,000	
外増減の部	収益					
	受取利息配当金収益	1,385,000	1,385,000	1,385,000	1,385,000	1,385,000
	サービス活動外収益計(4)	1,385,000	1,385,000	1,385,000	1,385,000	1,385,000
費用						
サービス活動外費用計(5)	0	0	0	0	0	
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	1,385,000	1,385,000	1,385,000	1,385,000	1,385,000	
経常増減差額(7)=(3)+(6)	-13,674,000	-13,255,000	-13,294,000	-10,459,000	-9,449,000	
特別増減の部	収益					
	固定資産受贈額	0	0	0	0	0
	事業区分間繰入金収益	1,502,000	1,502,000	1,502,000	1,502,000	1,502,000
	拠点区分間繰入金収益	40,843,000	40,843,000	40,843,000	40,843,000	40,843,000
	サービス区分間繰入金収益	4,081,000	4,081,000	4,081,000	4,081,000	4,081,000
	拠点区分間固定資産移管収益	0	0	0	0	0
	その他の特別収益	0	0	0	0	0
	特別収益計(8)	46,426,000	46,426,000	46,426,000	46,426,000	46,426,000
	費用					
	固定資産売却損・処分損	0	0	0	0	0
	事業区分間繰入金費用	951,000	951,000	951,000	951,000	951,000
拠点区分間繰入金費用	24,059,000	24,059,000	24,059,000	24,059,000	24,059,000	
サービス区分間繰入金費用	4,081,000	4,081,000	4,081,000	4,081,000	4,081,000	
拠点区分間固定資産移管費用	0	0	0	0	0	
その他の特別損失	0	0	0	0	0	
特別費用計(9)	29,091,000	29,091,000	29,091,000	29,091,000	29,091,000	
特別増減差額(10)=(8)-(9)	17,335,000	17,335,000	17,335,000	17,335,000	17,335,000	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	3,661,000	4,080,000	4,041,000	6,876,000	7,886,000	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	123,701,000	127,212,000	131,142,000	135,033,000	141,759,000
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	127,362,000	131,292,000	135,183,000	141,909,000	149,645,000
	基本金取崩額(14)	0	0	0	0	0
	基本金取崩額	0	0	0	0	0
	基金取崩額(15)	0	0	0	0	0
	基金取崩額	0	0	0	0	0
	その他の積立金取崩額(16)	0	0	0	0	0
	その他の積立金取崩額	0	0	0	0	0
	その他の積立金積立額(17)	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
	その他の積立金積立額	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
次期繰越活動増減差額(18)=(13)+(14)+(15)+(16)-(17)	127,212,000	131,142,000	135,033,000	141,759,000	149,495,000	

ウ 事業活動計算書（介護保険事業等）

（単位：円）

勘定科目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
サービス活動増減の部	収益					
	会費収益	0	0	0	0	0
	寄附金収益	0	0	0	0	0
	経常経費補助金収益	0	0	0	0	0
	受託金収益	0	0	0	0	0
	事業収益	141,000	141,000	141,000	141,000	141,000
	負担金収益	0	0	0	0	0
	介護保険事業収益	296,313,000	293,350,000	290,417,000	287,513,000	284,638,000
	就労支援事業収益	4,634,000	4,634,000	4,634,000	4,634,000	4,634,000
	障害福祉サービス等事業収益	72,920,000	72,191,000	71,470,000	70,756,000	70,049,000
	医療事業収益	19,394,000	19,781,000	20,176,000	20,579,000	20,990,000
	その他の収益	502,000	502,000	502,000	502,000	502,000
	サービス活動収益計(1)	393,904,000	390,599,000	387,340,000	384,125,000	380,954,000
	費用					
人件費	309,223,000	305,723,000	307,223,000	298,723,000	290,223,000	
事業費	45,970,000	45,050,000	44,149,000	43,266,000	42,400,000	
事務費	16,578,000	16,246,000	15,921,000	15,602,000	15,289,000	
就労支援事業費用	4,634,000	4,634,000	4,634,000	4,634,000	4,634,000	
共同募金配分金事業費	0	0	0	0	0	
助成金費用	0	0	0	0	0	
減価償却費	8,373,000	8,373,000	8,373,000	8,373,000	8,373,000	
国庫補助金等特別積立金取崩額	-1,533,000	-1,533,000	-1,533,000	-1,533,000	-1,533,000	
その他の費用	0	0	0	0	0	
サービス活動費用計(2)	383,245,000	378,493,000	378,767,000	369,065,000	359,386,000	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	10,659,000	12,106,000	8,573,000	15,060,000	21,568,000	
外増減の部	収益					
	受取利息配当金収益	0	0	0	0	0
	サービス活動外収益計(4)	0	0	0	0	0
費用	サービス活動外費用計(5)	0	0	0	0	0
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	0	0
経常増減差額(7)=(3)+(6)	10,659,000	12,106,000	8,573,000	15,060,000	21,568,000	
特別増減の部	収益					
	固定資産受贈額	0	0	0	0	0
	事業区分間繰入金収益	2,053,000	2,053,000	2,053,000	2,053,000	2,053,000
	拠点区分間繰入金収益	3,633,000	3,633,000	3,633,000	3,633,000	3,633,000
	サービス区分間繰入金収益	1,035,000	1,035,000	1,035,000	1,035,000	1,035,000
	拠点区分間固定資産移管収益	0	0	0	0	0
	その他の特別収益	0	0	0	0	0
	特別収益計(8)	6,721,000	6,721,000	6,721,000	6,721,000	6,721,000
	費用					
	固定資産売却損・処分損	0	0	0	0	0
	事業区分間繰入金費用	2,604,000	2,604,000	2,604,000	2,604,000	2,604,000
拠点区分間繰入金費用	20,417,000	20,417,000	20,417,000	20,417,000	20,417,000	
サービス区分間繰入金費用	1,035,000	1,035,000	1,035,000	1,035,000	1,035,000	
拠点区分間固定資産移管費用	0	0	0	0	0	
その他の特別損失	0	0	0	0	0	
特別費用計(9)	24,056,000	24,056,000	24,056,000	24,056,000	24,056,000	
特別増減差額(10)=(8)-(9)	-17,335,000	-17,335,000	-17,335,000	-17,335,000	-17,335,000	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	-6,676,000	-5,229,000	-8,762,000	-2,275,000	4,233,000	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	190,965,000	184,289,000	179,060,000	170,298,000	168,023,000
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	184,289,000	179,060,000	170,298,000	168,023,000	172,256,000
	基本金取崩額(14)	0	0	0	0	0
	基本金取崩額	0	0	0	0	0
	基金取崩額(15)	0	0	0	0	0
	基金取崩額	0	0	0	0	0
	その他の積立金取崩額(16)	0	0	0	0	0
	その他の積立金取崩額	0	0	0	0	0
	その他の積立金積立額(17)	0	0	0	0	0
	その他の積立金積立額	0	0	0	0	0
次期繰越活動増減差額(18)=(13)+(14)+(15)+(16)-(17)	184,289,000	179,060,000	170,298,000	168,023,000	172,256,000	

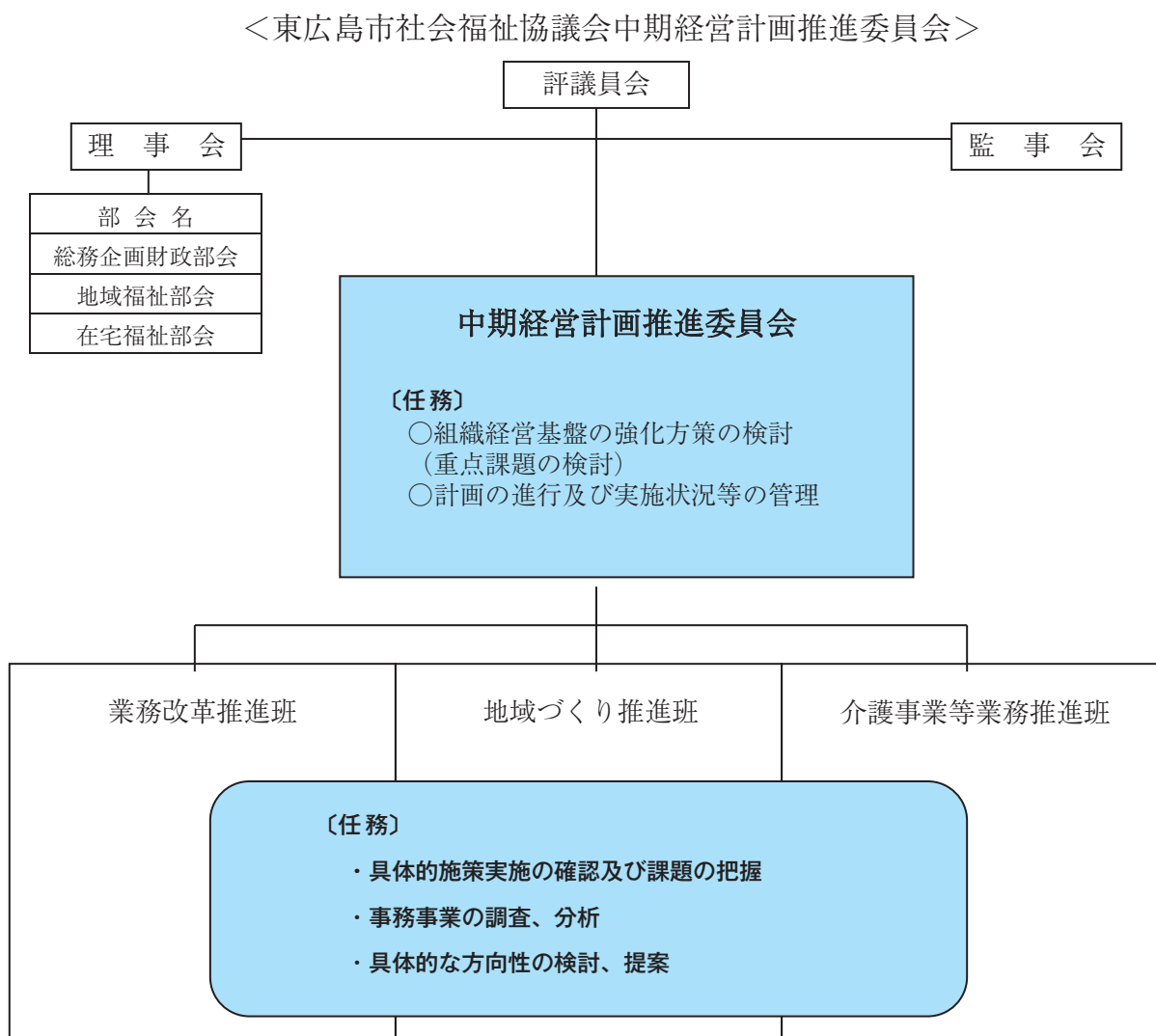
V 第3次中期経営計画の管理評価体制について

1 計画の推進

この計画の推進に当たっては、引き続き「東広島市社会福祉協議会中期経営計画推進委員会」(以下「推進委員会」という。)を設置し、本計画に掲げている具体的な取り組みを着実に実行し、目標達成に向け効率的に事業を推進するよう、職員全体で取り組み、次のとおり進捗管理を行います。

内部牽制体制を確立させ、職員「自らが考え、自らが改善し、自らが行動する。」を基本として役職員が一丸となり、目標達成に向け鋭意遂行します。

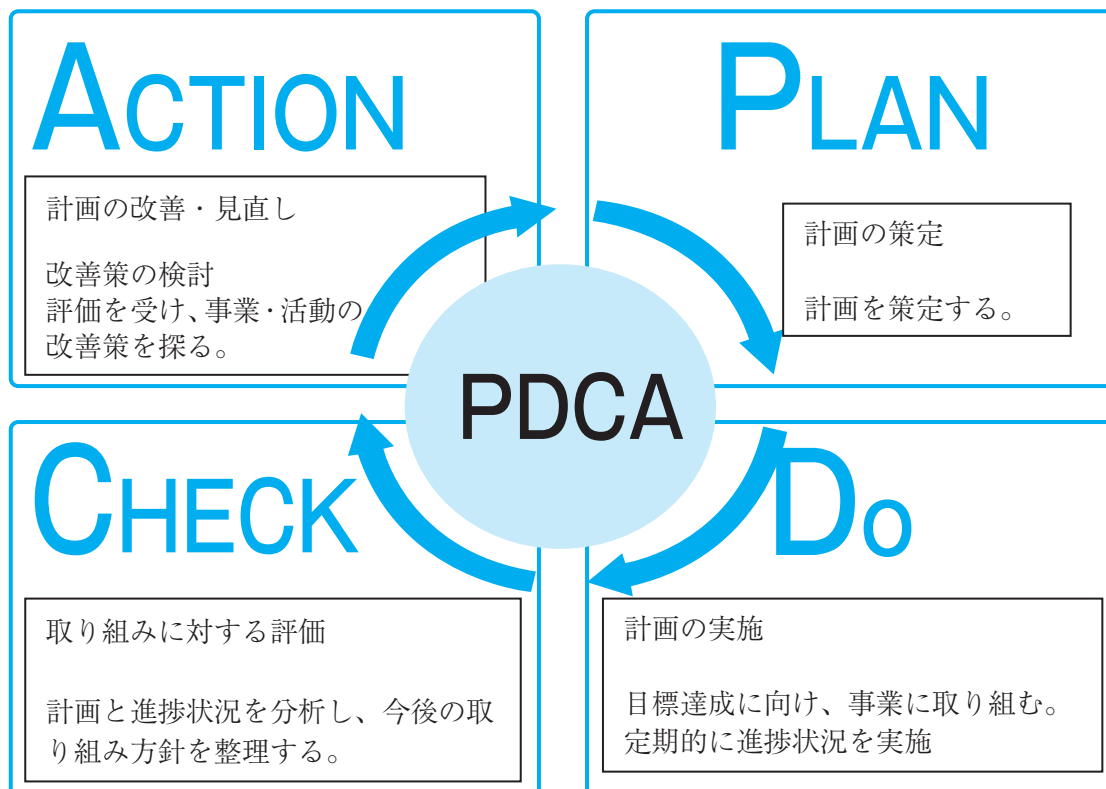
また、継続的な業務評価を循環させる仕組みとして、中期経営計画推進委員会と部会と連携を図りながら、より市民の地域福祉課題を捉えた的確な計画の実行と成果を求め、必要に応じて計画や施策の見直しを行います。



2 計画の進行管理、評価、見直し

この計画は、「計画」「実行」「評価」「修正・改善」といったPDCAサイクルに基づき、各担当所属が取り組みをすすめます。計画の計画と進捗状況（実績）の分析、及び取り組み状況の評価は、「中期経営計画推進委員会」において行うものとします。また、社会福祉を取り巻く環境の変化や、市民の福祉ニーズの変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

計画の推進においては、市民等の理解と協力が必要不可欠であり、計画の成果・進捗状況等について、理事会及び評議員会に報告するものとします。また、社協だよりやホームページにも掲載し、市民や地域団体へわかりやすく情報発信していきます。



【参 考 資 料】

1 東広島市の状況	
(1) 人口等	28
(2) 地域別の状況	30
2 東広島市社会福祉協議会の状況	
(1) 組織図	31
(2) 財政運営の状況	32
(3) 県内市社協との比較	35
(4) 電算システムネットワーク構成図	36
3 第2次中期経営計画の取り組み状況	37

○「市区町村社協経営指針」（全国社会福祉協議会H17.3改定）

■市区町村社会福祉協議会の使命・経営理念

- 1 市区町村社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命とする。
- 2 この使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開する。

(1) 住民参加・協働による福祉社会の実現

地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、ボランティア及び市民活動団体や福祉サービスを提供する事業者など地域のあらゆる団体・組織の相互理解と協働によって市民参画型の福祉社会を実現すること。

(2) 地域における利用者本位の福祉サービスの実現

地域において、誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活を継続できるための自立支援や利用者本位の福祉サービスを実現すること。

(3) 地域に根ざした総合的な支援体制の実現

地域の福祉ニーズに対して、多様な公私の福祉サービスや福祉活動（インフォーマルなサービスや活動を含む）と保健、医療、教育、交通、住宅、就労などのあらゆる生活関連分野の活動が連携し、身近な地域で総合的かつ効果的に展開される支援体制を整備すること。

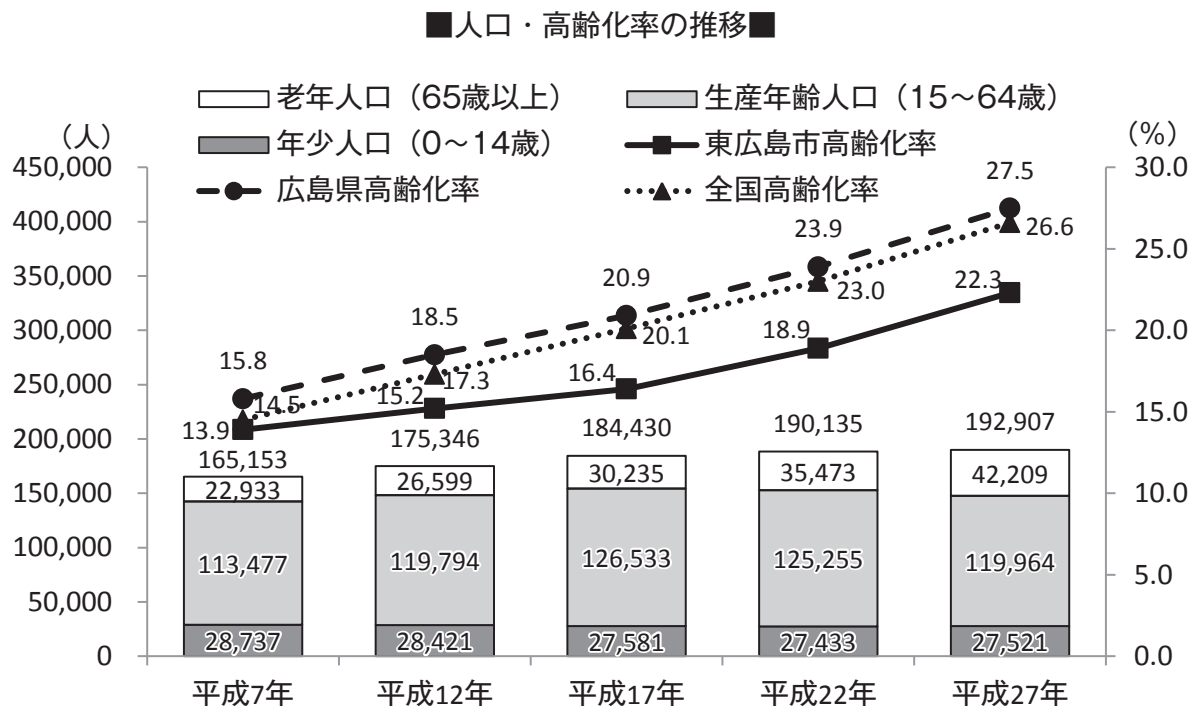
(4) 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

制度の谷間にある福祉課題や低所得者、社会的支援を要する人々への対応に重きをおき、常に事業展開を通じて地域の福祉課題をとらえ直し、地域住民のあらゆる団体・組織に働きかけ、新たな福祉サービスや活動プログラムの開発にたゆみなく挑戦すること。

1 東広島市の状況

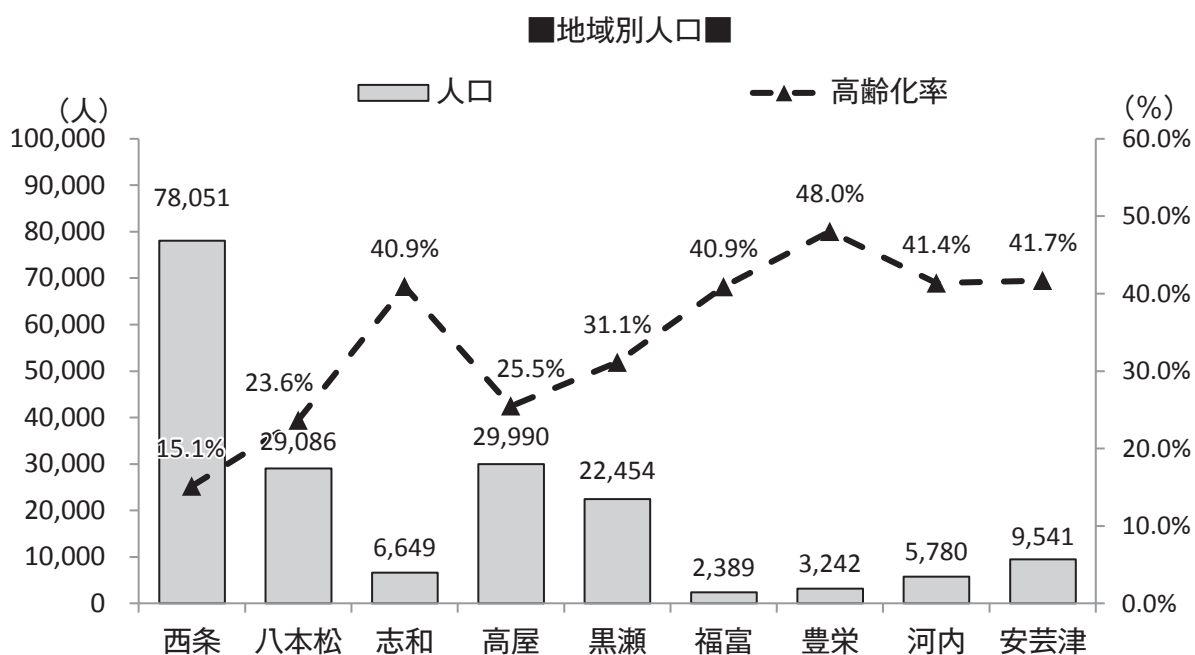
(1) 人口等

ア 人口・高齢化率などの推移



資料：国勢調査

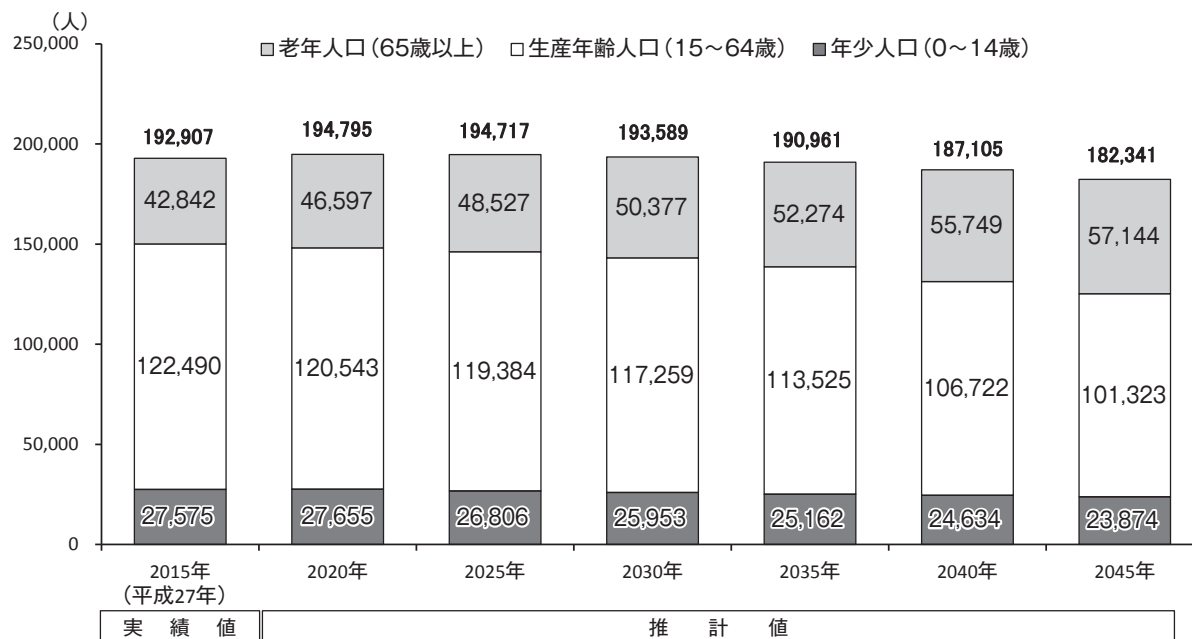
各階層の人口の計は、年齢不詳の人がいるため各階層の合計と一致しない。



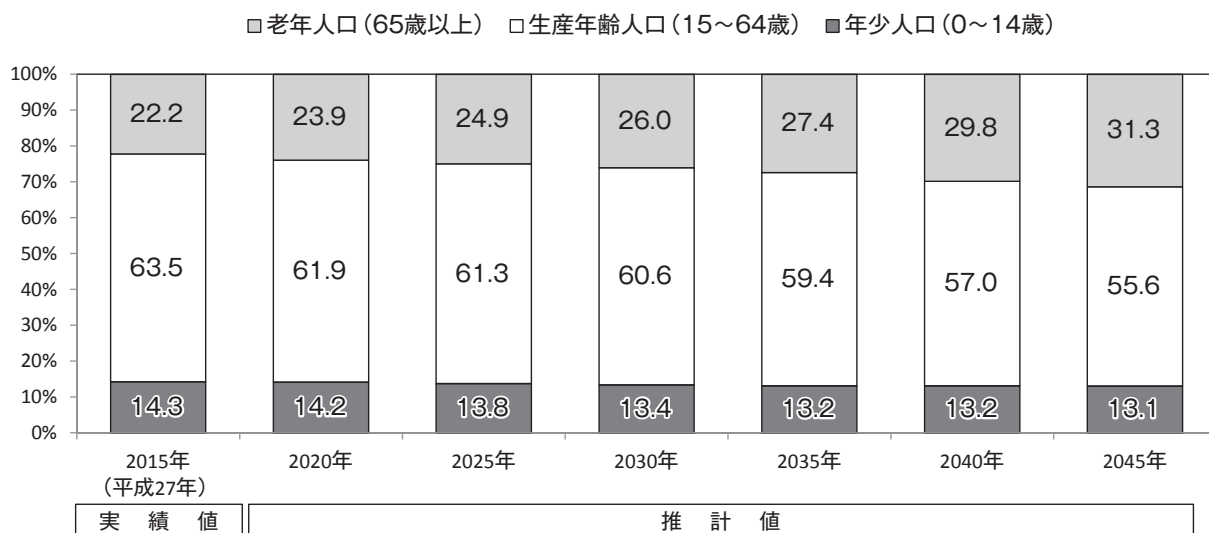
資料：住民基本台帳（平成31年3月31日現在）

イ 将来人口推計

■本市の将来人口■



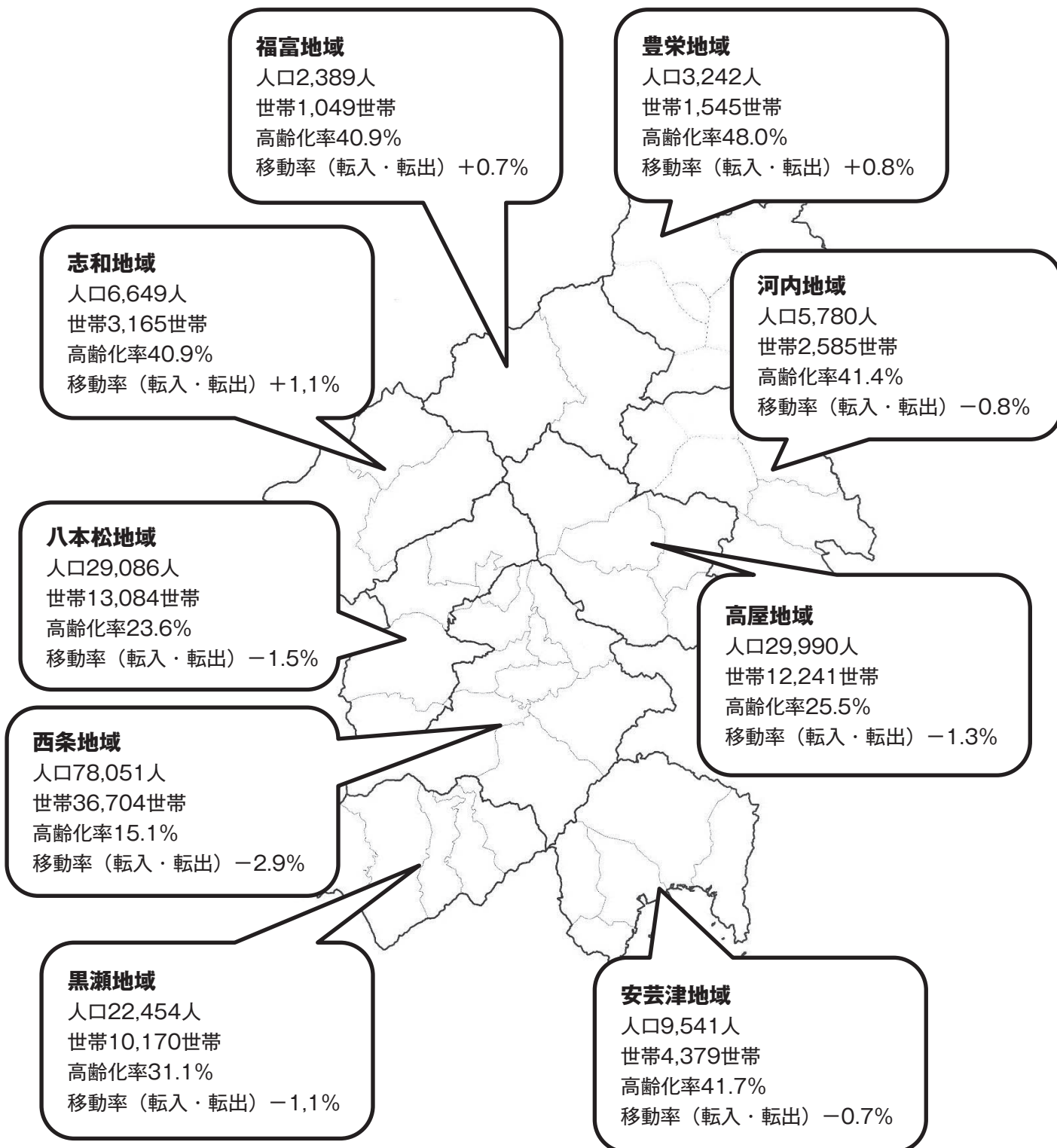
■本市の将来年齢別構成比■



資料：2015年は国勢調査実測値、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計」

(2) 地域別の状況

①地域別の人口と世帯数の状況

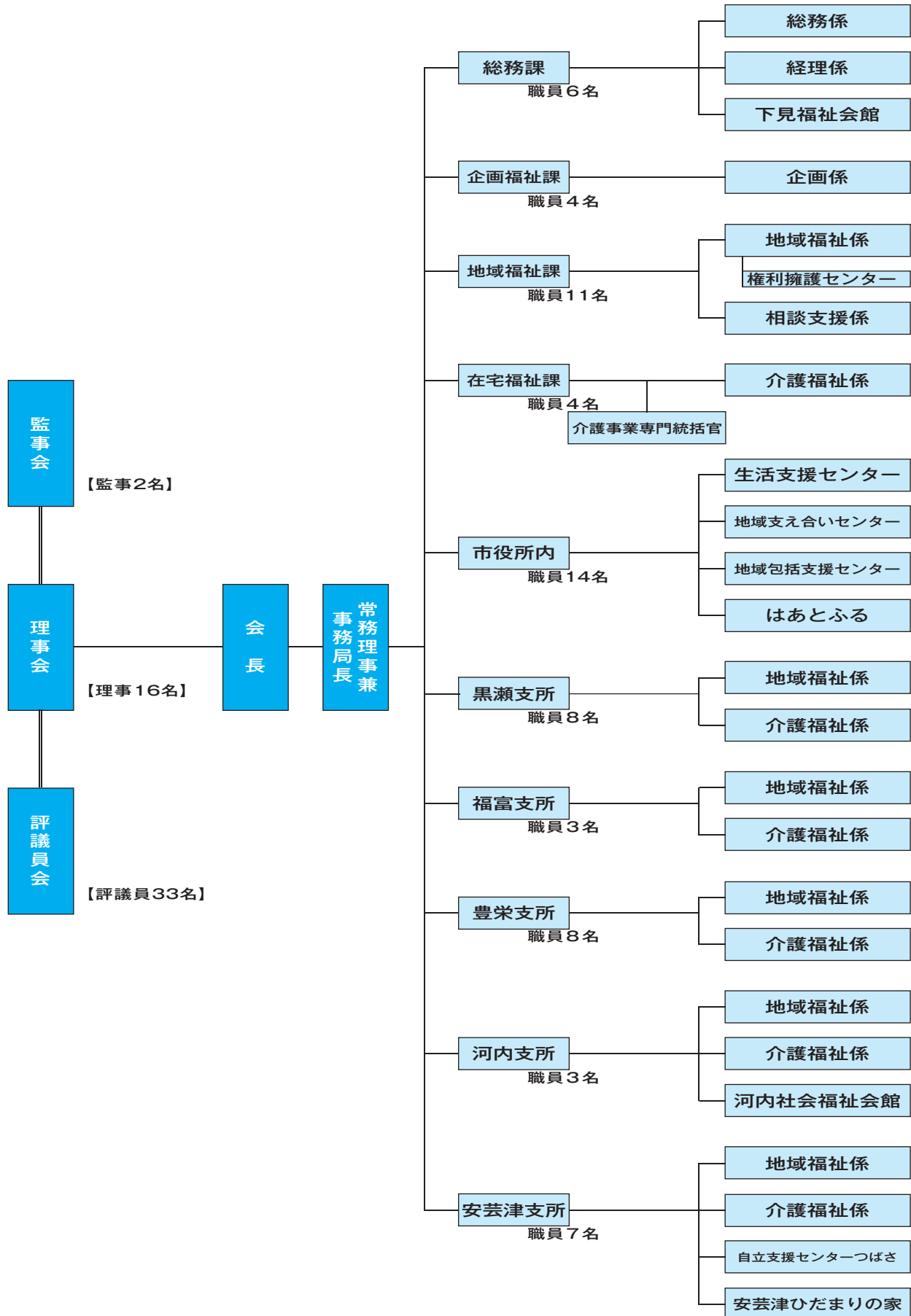


人口・世帯・高齢化率資料：住民基本台帳（平成31年3月31日時点）

移動率（転入・転出）資料：平成31年地区別人口・世帯数及び異動者数（平成31年3月31日時点）より算出

2 東広島市社会福祉協議会の状況

(1) 組織図 (平成31年4月1日現在)



(2) 財政運営の状況

東広島市社会福祉協議会の平成27年度から令和元年度までの各会計の事業活動収支の推移は次のとおりです。

事業活動計算書推移（法人全体）

(単位：円)

勘定科目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
サービス活動増減の部	収益					
	会費収益	9,949,200	10,229,800	10,484,700	10,841,050	9,932,650
	寄附金収益	10,429,019	9,483,890	9,759,797	20,193,317	10,346,761
	経常経費補助金収益	176,495,825	176,241,890	176,736,131	193,216,865	180,722,260
	受託金収益	258,255,917	315,229,274	327,417,051	337,159,258	329,621,877
	事業収益	10,852,773	10,854,498	10,000,875	10,068,284	10,897,000
	負担金収益	356,653	351,623	395,810	331,952	352,534
	介護保険事業収益	267,773,147	268,439,646	277,027,477	271,393,654	255,845,048
	就労支援事業収益	4,141,441	4,016,418	4,107,300	4,017,958	4,286,459
	障害福祉サービス等事業収益	71,919,189	65,213,787	70,164,414	66,782,643	67,107,796
	医療事業収益	14,888,287	18,711,990	20,424,525	23,279,099	18,277,177
	その他の収益	1,302,169	2,249,449	7,384,573	3,276,939	2,299,423
	サービス活動収益計(1)	826,363,620	881,022,265	913,902,653	940,561,019	889,688,985
	費用					
	人件費	659,758,048	693,601,188	655,122,623	682,653,668	688,522,632
	事業費	148,317,264	147,094,635	148,335,533	150,866,370	135,441,449
	事務費	58,510,968	55,773,259	50,123,659	56,979,567	47,080,655
	就労支援事業費用	4,141,855	4,020,267	4,107,485	4,018,034	4,286,459
	共同募金配分金事業費	108	0	0	0	0
助成金費用	17,080,740	17,000,497	15,333,730	14,405,920	14,697,080	
減価償却費	10,379,161	9,394,268	10,469,734	12,442,288	19,468,669	
国庫補助金等特別積立金取崩額	-2,789,379	-1,978,678	-1,873,582	-1,873,582	-1,873,582	
その他の費用	0	30,000	0	0	0	
サービス活動費用計(2)	895,398,765	924,935,436	881,619,182	919,492,265	907,623,362	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	-69,035,145	-43,913,171	32,283,471	21,068,754	-17,934,377	
外増減の部	収益					
	受取利息配当金収益	392,298	228,250	262,430	1,405,000	1,311,359
	サービス活動外収益計(4)	392,298	228,250	262,430	1,405,000	1,311,359
	費用					
サービス活動外費用計(5)	0	0	0	0	0	
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	392,298	228,250	262,430	1,405,000	1,311,359	
経常増減差額(7)=(3)+(6)	-68,642,847	-43,684,921	32,545,901	22,473,754	-16,623,018	
特別増減の部	収益					
	固定資産受贈額	0	0	0	0	0
	その他の特別収益	0	0	0	0	0
	特別収益計(8)	0	0	0	0	0
	費用					
固定資産売却損・処分損	21	0	29,103	1	0	
その他の特別損失	502,009	260,738	2,126,390	0	0	
特別費用計(9)	502,030	260,738	2,155,493	1	0	
特別増減差額(10)=(8)-(9)	-502,030	-260,738	-2,155,493	-1	0	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	-69,144,877	-43,945,659	30,390,408	22,473,753	-16,623,018	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	361,155,325	322,010,448	277,914,789	309,116,397	331,440,150
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	292,010,448	278,064,789	308,305,197	331,590,150	314,817,132
	基本金取崩額(14)	0	0	0	0	0
	基本金取崩額	0	0	0	0	0
	基金取崩額(15)	0	0	0	0	0
	基金取崩額	0	0	0	0	0
	その他の積立金取崩額(16)	30,000,000	800,000	961,200	0	0
	その他の積立金取崩額	30,000,000	800,000	961,200	0	0
	その他の積立金積立額(17)	0	950,000	150,000	150,000	150,000
	その他の積立金積立額	0	950,000	150,000	150,000	150,000
次期繰越活動増減差額(18)=(13)+(14)+(15)+(16)-(17)	322,010,448	277,914,789	309,116,397	331,440,150	314,667,132	

※ 令和元年度は、決算見込み額

事業活動計算書推移（地域福祉事業関連）

（単位：円）

勘定科目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
サービス活動増減の部	収益					
	会費収益	9,949,200	10,229,800	10,484,700	10,841,050	9,932,650
	寄附金収益	10,429,019	9,483,890	9,759,797	20,193,317	10,346,761
	経常経費補助金収益	176,495,825	176,241,890	176,736,131	193,216,865	180,722,260
	受託金収益	258,255,917	315,229,274	327,417,051	337,159,258	329,621,877
	事業収益	10,612,749	10,407,425	9,742,831	9,853,753	10,713,670
	負担金収益	356,653	351,623	395,810	331,952	352,534
	介護保険事業収益	0	0	0	0	0
	就労支援事業収益	0	0	0	0	0
	障害福祉サービス等事業収益	0	0	0	0	0
	医療事業収益	0	0	0	0	0
	その他の収益	756,400	1,781,382	6,886,128	2,680,812	1,881,803
	サービス活動収益計(1)	466,855,763	523,725,284	541,422,448	574,277,007	543,571,555
	費用					
	人件費	368,479,782	395,962,058	385,728,111	406,884,650	407,128,196
	事業費	109,191,410	107,812,309	107,036,530	110,827,483	99,822,692
	事務費	46,258,574	45,660,406	37,642,726	42,853,701	34,172,526
	就労支援事業費用	0	0	0	0	0
	共同募金配分金事業費	108	0	0	0	0
助成金費用	17,080,740	17,000,497	15,333,730	14,405,920	14,697,080	
減価償却費	3,620,541	2,574,925	2,272,775	4,157,826	11,184,207	
国庫補助金等特別積立金取崩額	-1,256,297	-445,596	-340,500	-340,500	-340,500	
その他の費用	0	0	0	0	0	
サービス活動費用計(2)	543,374,858	568,564,599	547,673,372	578,789,080	566,664,201	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	-76,519,095	-44,839,315	-6,250,924	-4,512,073	-23,092,646	
外増減の部	収益					
	受取利息配当金収益	355,298	228,250	262,430	1,405,000	1,311,359
	サービス活動外収益計(4)	355,298	228,250	262,430	1,405,000	1,311,359
	費用					
サービス活動外費用計(5)	0	0	0	0	0	
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	355,298	228,250	262,430	1,405,000	1,311,359	
経常増減差額(7)=(3)+(6)	-76,163,797	-44,611,065	-5,988,494	-3,107,073	-21,781,287	
特別増減の部	収益					
	固定資産受贈額	0	0	0	0	0
	事業区分間繰入金収益	4,520,000	5,377,487	2,144,000	6,666,000	11,599,000
	拠点区分間繰入金収益	22,946,940	50,793,367	77,048,519	46,293,059	49,724,000
	サービス区分間繰入金収益	4,837,000	4,316,512	4,083,100	3,529,727	3,553,000
	拠点区分間固定資産移管収益	0	938,379	0	0	0
	その他の特別収益	0	0	0	0	0
	特別収益計(8)	32,303,940	61,425,745	83,275,619	56,488,786	64,876,000
	費用					
	固定資産売却損・処分損	21	0	16,752	1	0
	事業区分間繰入金費用	1,400,000	2,284,734	340,000	938,000	1,512,000
拠点区分間繰入金費用	24,953,940	20,322,893	43,154,416	36,418,091	26,436,000	
サービス区分間繰入金費用	4,837,000	4,316,512	4,083,100	3,529,727	3,553,000	
拠点区分間固定資産移管費用	0	138,369	0	24,031	0	
その他の特別損失	151,500	260,738	0	0	0	
特別費用計(9)	31,342,461	27,323,246	47,594,268	40,909,850	31,501,000	
特別増減差額(10)=(8)-(9)	961,479	34,102,499	35,681,351	15,578,936	33,375,000	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	-75,202,318	-10,508,566	29,692,857	12,471,863	11,593,713	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	156,092,924	80,890,606	69,432,040	99,936,097	112,257,960
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	80,890,606	70,382,040	99,124,897	112,407,960	123,851,673
	基本金取崩額(14)	0	0	0	0	0
	基金取崩額(15)	0	0	0	0	0
	その他の積立金取崩額(16)	0	0	961,200	0	0
	その他の積立金積立額(17)	0	950,000	150,000	150,000	150,000
	その他の積立金積立額	0	950,000	150,000	150,000	150,000
	次期繰越活動増減差額(18)=(13)+(14)+(15)+(16)-(17)	80,890,606	69,432,040	99,936,097	112,257,960	123,701,673

※ 令和元年度は、決算見込み額

事業活動計算書推移 (介護保険等事業)

(単位：円)

勘定科目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
サービス活動増減の部	収益					
	会費収益	0	0	0	0	0
	寄附金収益	0	0	0	0	0
	経常経費補助金収益	0	0	0	0	0
	受託金収益	0	0	0	0	0
	事業収益	240,024	447,073	258,044	214,531	183,330
	負担金収益	0	0	0	0	0
	介護保険事業収益	267,773,147	268,439,646	277,027,477	271,393,654	255,845,048
	就労支援事業収益	4,141,441	4,016,418	4,107,300	4,017,958	4,286,459
	障害福祉サービス等事業収益	71,919,189	65,213,787	70,164,414	66,782,643	67,107,796
	医療事業収益	14,888,287	18,711,990	20,424,525	23,279,099	18,277,177
	その他の収益	545,769	468,067	498,445	596,127	417,620
	サービス活動収益計(1)	359,507,857	357,296,981	372,480,205	366,284,012	346,117,430
	費用					
	人件費	291,278,266	297,639,130	269,394,512	275,769,018	281,394,436
	事業費	39,125,854	39,282,326	41,299,003	40,038,887	35,618,757
	事務費	12,252,394	10,112,853	12,480,933	14,125,866	12,908,129
	就労支援事業費用	4,141,855	4,020,267	4,107,485	4,018,034	4,286,459
	共同募金配分金事業費	0	0	0	0	0
助成金費用	0	0	0	0	0	
減価償却費	6,758,620	6,819,343	8,196,959	8,284,462	8,284,462	
国庫補助金等特別積立金取崩額	-1,533,082	-1,533,082	-1,533,082	-1,533,082	-1,533,082	
その他の費用	0	30,000	0	0	0	
サービス活動費用計(2)	352,023,907	356,370,837	333,945,810	340,703,185	340,959,161	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	7,483,950	926,144	38,534,395	25,580,827	5,158,269	
外増減の部	収益					
	受取利息配当金収益	37,000	0	0	0	0
	サービス活動外収益計(4)	37,000	0	0	0	0
	費用					
サービス活動外費用計(5)	0	0	0	0	0	
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	37,000	0	0	0	0	
経常増減差額(7)=(3)+(6)	7,520,950	926,144	38,534,395	25,580,827	5,158,269	
特別増減の部	収益					
	固定資産受贈額	0	0	0	0	0
	事業区分間繰入金収益	900,000	8,230,902	2,500,000	1,400,000	1,792,000
	拠点区分間繰入金収益	7,507,000	45,412	11,807,897	3,134,490	4,459,000
	サービス区分間繰入金収益	6,728,214	2,724,000	1,180,000	3,172,000	3,240,000
	拠点区分間固定資産移管収益	0	0	0	24,031	0
	その他の特別収益	0	0	0	0	0
	特別収益計(8)	15,135,214	11,000,314	15,487,897	7,730,521	9,491,000
	費用					
	固定資産売却損・処分損	0	0	12,351	0	0
	事業区分間繰入金費用	4,020,000	11,323,655	4,304,000	7,128,000	11,879,000
拠点区分間繰入金費用	5,500,000	30,515,886	45,702,000	13,009,458	27,747,000	
サービス区分間繰入金費用	6,728,214	2,724,000	1,180,000	3,172,000	3,240,000	
拠点区分間固定資産移管費用	0	800,010	0	0	0	
その他の特別損失	350,509	0	2,126,390	0	0	
特別費用計(9)	16,598,723	45,363,551	53,324,741	23,309,458	42,866,000	
特別増減差額(10)=(8)-(9)	-1,463,509	-34,363,237	-37,836,844	-15,578,937	-33,375,000	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	6,057,441	-33,437,093	697,551	10,001,890	-28,216,731	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	205,062,401	241,119,842	208,482,749	209,180,300	219,182,190
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	211,119,842	207,682,749	209,180,300	219,182,190	190,965,459
	基本金取崩額(14)	0	0	0	0	0
	基本金取崩額	0	0	0	0	0
	基金取崩額(15)	0	0	0	0	0
	基金取崩額	0	0	0	0	0
	その他の積立金取崩額(16)	30,000,000	800,000	0	0	0
	その他の積立金取崩額	30,000,000	800,000	0	0	0
	その他の積立金積立額(17)	0	0	0	0	0
	その他の積立金積立額	0	0	0	0	0
次期繰越活動増減差額(18)=(13)+(14)+(15)+(16)-(17)	241,119,842	208,482,749	209,180,300	219,182,190	190,965,459	

※ 令和元年度は、決算見込み額

(3) 県内市社協との比較

① 組織

(平成31年4月1日現在)

	一般職員数		経営事業職員数		正規職員の割合
	正規	非正規	正規	非正規	
呉市社協	77人	14人	99人	98人	61.1%
竹原市社協	7人	9人	5人	12人	36.4%
三原市社協	31人	15人	38人	61人	47.6%
尾道市社協	15人	29人	36人	26人	48.1%
福山市社協	26人	84人	7人	97人	15.4%
府中市社協	16人	8人	29人	35人	51.1%
三次市社協	17人	6人	48人	146人	30.0%
庄原市社協	22人	24人	35人	79人	36.0%
大竹市社協	14人	21人	10人	11人	42.9%
東広島市社協	31人	62人	37人	120人	27.2%
廿日市市社協	24人	17人	1人	119人	15.5%
安芸高田市社協	10人	25人	16人	48人	26.3%
江田島市社協	18人	6人	33人	49人	47.2%

② 財政状況（平成30年度決算）

	経常増減差額率	人件費比率
呉市社協	2.6%	61.9%
竹原市社協	-2.2%	59.5%
三原市社協	-5.1%	81.5%
尾道市社協	-6.4%	81.3%
福山市社協	-11.5%	89.9%
府中市社協	4.0%	83.3%
三次市社協	-7.7%	78.4%
庄原市社協	3.4%	68.9%
大竹市社協	-4.1%	70.1%
東広島市社協	2.4%	72.6%
廿日市市社協	-0.8%	65.5%
安芸高田市社協	7.5%	61.3%
江田島市社協	-3.5%	75.8%

<各指標の説明>

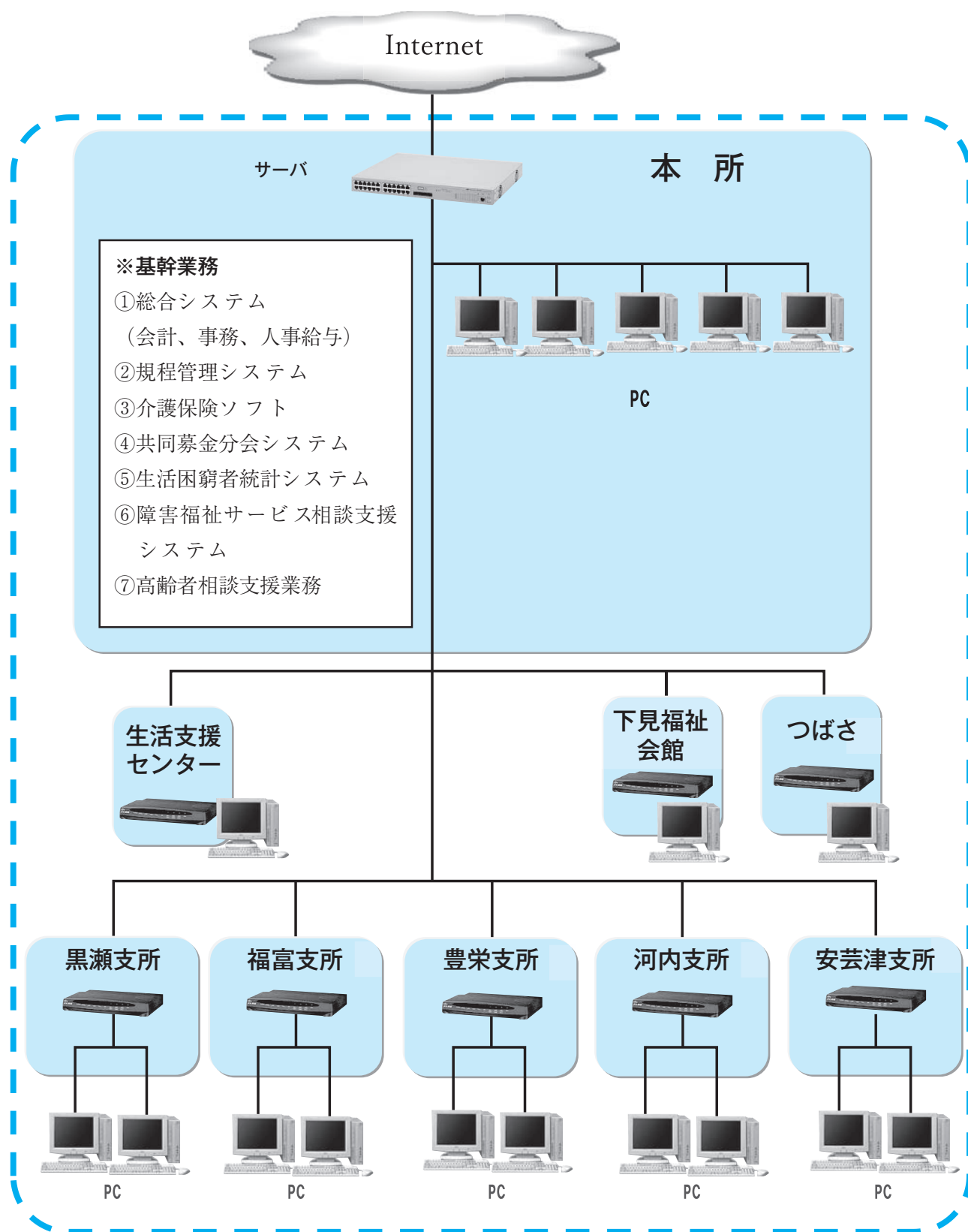
○**経常増減差額率**

法人の経常的な活動による収益性を示す指標。経常増減差額÷サービス活動収益計。値がマイナスとなる場合は、将来的な財務状況の悪化につながることであります。

○**人件費率**

サービス活動収益に対する人件費の割合を示す指標。人件費÷サービス活動収益計。値が低いほど収益に対する費用の負担は軽いことを示す。

(4) 電算システムネットワーク構成図



3 第2次中期経営計画の取り組み状況

■業務改革推進班

重点計画	具体的方策	改善内容と目標	取り組み状況及び取組結果	評価
1 組織運営の強化 (1) 法人運営体制の強化	理事・評議員の経営参加と体制強化	役員・評議員・職員が一体となった研修等の実施。	部会の再編及び評議員全員研究会を新たに設置し、合同研修会を実施。	○
(2) 中期経営計画推進委員会の充実	各推進委員会の計画的実施	各推進委員会を計画的に開催し、第2次中期経営計画の実施を評価し、推進していく。	業務改革推進班・地域づくり推進班・介護事業等業務推進班を計画的に開催し、業務の効率化や改善につなげた。	○
(3) 市との連携の強化	市との連携の強化	関係職員の定期的な会議等を通じ、市と情報の共有を図る。	高齢者等連携会議などに参加	○
(4) 関係団体との連携の強化	関係団体との連携（地区社協、住民自治協議会、民生委員児童委員協議会、社会福祉施設連絡協議会、女性会、老人クラブ等）	各団体に積極的に出向き、連携を図る。	地区社協会議（福祉部長会議）、民生委員児童委員協議会、地域センターやサロンへの訪問など各地区の会議や行事に積極的に参加。	○
2 事務組織の強化 (1) 業務管理の改善	業務手順書改善	1年一回以上の見直しをかけ取りまとめ、全職員に通知する。	業務手順書の見直しが遅れている。	-
	事務事業の効率化	職員提案制度を活用し、検討後、連絡調整会議に提案し、検討実施していく。	提案内容の検討実施までには至っていない。	△
	職員数と業務量の適正化	各課支所調査をし、適正かどうかの評価を行い検討していく。	本所・支所機能の充実強化に向けた調査を行ったが、適正な人材を確保するには至らなかった。	△
	本所・支所の連携強化	ほうれんそう（報告・連絡・相談）の徹底を行い、連携の強化を進めていく。	月2回の連絡調整会議や月1回本所・支所の各担当者会議を開催。	○
	人事・給与管理システムの活用	システムを有効活用する。	給与明細書の電子化を実施。	○
	人事考課制度の検討	制度の検討をしていく。	平成28年度から、自己評価シートで職員自身の自己評価を実施。	△
	人事交流の活用	人事交流（市等）を活用し、職員のレベルアップをはかる。	地域包括支援センターや障害総合支援センター（はあとふる）への出向。	○
職員研修の計画的実施	研修（新任・メンタル・文書事務等）を計画的に継続実施していく。	各所属と連携し、専門的な知識・技能の習得等の特別研修や新人・管理職・接遇・メンタル・予算決算勉強会等を実施した。	○	

(2) 資金管理と運用	資金運用（国債等）による財源の確保	連絡調整会議・幹部会等を活用し、継続的に実施していく。	安定した資金管理と運用益の確保に努めた。	○
	内部管理体制強化	監事会等を活用し継続的に実施していく。	監査計画に基づき、監事会の開催、現地監査の実施、税理士による例月監査などを計画的に実施	○
(3) 備品管理の徹底及び施設整備	備品台帳の整理	現地確認を行っていく。	現地確認による備品台帳の整理はできていないが、10万円以上の備品は固定資産台帳に整備	△
	事務用品等調達方法の検討	消耗品の一括購入から検討実施していく。	地域実情や事務の手間などを考慮し、効率よく素早く調達できる方法を実施	○
	公用車の効率的運用	各課支所の運行データを検討し、効率的な公用車配置を行っていく。	公用車の運行状況を定期的に把握し、車輛の効率化を図った。	○
	契約方法の検討	備品等の契約について検討し、実施する。	契約及び賃貸借契約等、コスト削減の意識をもって、適正価格での契約の締結を行った。	○
	施設の安全点検と整備	安全点検強化月間を定め、整備を行う。	職場チェックリストに基づき毎月点検を実施し、改善等を行っている。	○
	指定管理施設の将来のあり方の検討	利用者サービスの向上に努め、引き続き管理を行う。	窓口対応や館内の整理整頓等に努め、利用しやすい環境整備を実施	○
	4S（整理・整頓・清掃・清潔）の実施	毎月第4水曜日に実施する。	平成29年度からは5S（整頓・整頓・清掃・清潔・躰）活動に取り組み、職場環境づくりを実施。	○
(4) 電算システムの改善	セキュリティ対策の強化	継続して強化する。	平成30年度に本所サーバを更新し、ファイアウォール機能を強化	○
(1) 自主財源の強化	3 財源の確保	体制の構築と、会員・企業等への取り組みの強化を進め、用途内容の周知を図る。	市民や企業等に社協活動の理解を求め、一般、団体、賛助及び特別会費の加入促進に努めた。さらに、会員募集のラジオCMを作成し、コミュニティーFMを活用して広く市民に呼びかけた。	○
	寄附金の周知	用途の周知と寄附金控除等を積極的にPRし、寄付金増を図っていく。	社協だより「ふれあい」や会員加入依頼チラシでの周知を行った。	○
	広告料の検討	広報紙・HPに広告を掲載実施していく。	令和元年度で2社と広告契約を締結。	○
	寄付金付自動販売機の設置	寄付金付自動販売機の普及を図る。	市内5カ所で計7台設置	○
(2) 共同募金体制の強化	共同募金の周知と特配の獲得	体制の構築と企業等への取組みの強化と、用途内容の周知	平成30年7月豪雨災害からの復興のための「がんばろう！東広島復興支援」として、地域テーマ募金を実施	○

(3) 介護保険関連事業等の収入確保	収入の確保	介護保険事業経営改善計画に基づき、計画を推進していく。	安定的、効率的な事業運営が継続できる体制づくりを目的として、第2期介護保険事業経営改善計画（平成30年度）を策定	○
(4) 公費の確保	補助金等ルール化及び事業提案による安定化	継続して検討する。	市との協働体制や事業費支援の調整を進め、公費財源の確保に努めた。	○
	指定管理料の継続的確保	継続して検討する。	地域拠点機能を高めるために、コスト意識を持ち、効率的かつ適正な施設運営に努めた。	○
(5) ホームページの活用	ホームページの積極的活用	社協活動のPRを積極的にを行い、収入の確保に努める。	レイアウトの更新などを行うとともに、メールマガジンを活用した情報発信の活発化を図った。	○
4 法令順守等体制の整備	コンプライアンス制度の徹底	職員研修による制度の徹底を図る。	連絡調整会議や各所属において、法令遵守等制度の徹底を図った。	○
(1) コンプライアンス制度の充実	危機管理体制の確立	職員研修による情報管理の徹底を図る。	交通安全や個人情報の保護など情報管理の徹底を図った。	○
(2) 防災管理体制の充実	全施設に係る防災体制の整備	防災計画に基づき、防災訓練の実施を徹底する。	消防設備点検等を実施するとともに、定期的に防災訓練を行った。	○
	施設利用者の安全の確保	防災訓練の周知徹底を行う。	通所サービス利用者の避難訓練を行うとともに、一般の施設利用者にも訓練に参加してもらった。	○

■地域づくり推進班

重点計画	具体的方策	改善内容と目標	取り組み状況及び取組結果	評価
1 場づくりの強化 (1) 福まちを中心とした事業の拡大	地区社協・地域サロン・福まち会議の連携の強化 (1) 地域サロンを地区社協事業に位置づける	地域サロンを地区社協事業に位置づけるため、福まち事業を継続して取り組む。	地域サロンの事業助成金を地区社協を通しての申請・報告とし、拡充を図ることができた。	○
	(2) 福まち会議（地区社協・サロン連絡会）の組織化	「福まち会議」の組織化を図る。	平成28年度より、生活支援体制整備事業により、第1層協議体（市内全域）・第2層協議体（市内10圏域）・第3層協議体（住民自治協議会・地区社協等）・第4層協議体（地域サロン、自治会等）での組織化をすすめることができた。	○
	(3) 地区社協オプション事業補助金の見直し	「あったか笑顔のまちづくり推進事業助成金」への移行を目指す。	平成30年3月31日をもってオプションは廃止。引き続き「あったか笑顔のまちづくり推進事業助成金」へ移行に取り組んだ。	○

	福まちモデル事業の推進	民生委員児童委員・在宅高齢者見守り協力員・地域包括支援センター等とのネットワークづくりに取り組む。	平成28年度から地域関係者ネットワーク協議会と名称変更し、市社協主催で第2層協議体としネットワークによる福祉課題の解決する仕組みづくりに着手した。	○
	地域サロンへの健康づくり事業の普及 (1) 地域サロンへの介護予防事業の普及	地域サロンへの健康チェックや介護予防体操を実施。	介護予防備品の貸出し、出前講座を通してサロン参加者の介護予防を進めた。	○
	(2) 「いきいき体操ひがしひろしま」普及活動	市制40周年記念体操「いきいき体操ひがしひろしま」を地区社協や地域サロンで行い、介護予防や普及活動を行っている。	「通いの場」の普及に努めている。	○
	地域サロン助成金の見直し (1) 地域サロン助成基準の見直し	合併後、立ち上がったサロンも多く、当面は、活動内容充実に努める。	設置基準の見直しを図り、平成29年度より、実施要綱の変更を行った。	○
	(2) 子ども参加型助成金の見直し	当面は活動内容充実に努める。	平成28年度実施要項の見直しを行い、平成29年3月31日をもって廃止した。	○
	ホームページ・社協だよりの充実	「社協活動情報発信委員会」を設置し、情報発信を行う。	「社協活動情報発信推進委員会」により、情報発信機能を強化するための方策や社協活動のPRを図るための企画調整等を行い充実に努めた。	○
2 活動づくりの強化 (1) そよかぜねっとの見直し	利用しやすいそよかぜねっとと財源の見直し (そよかぜねっと事業の再構築と広報普及)	「そよかぜねっと事業」のリーフレットのリニューアルと啓発グッズの制作を行う。	啓発グッズの検討を行い、パンフレットのリニューアルを行った。	○
	共同募金財源から会費・寄付財源への移行	今後も共同募金財源で運用を行う。	特別配分金を活用しているが、財源、利用料の見直しも含め検討中	○
(2) 市民協働のまちづくりへの対応	地区社協の組織のあり方の検討	住民自治協議会との連携を深めるため、協働して地域福祉活動に向けての取り組みができるよう支援する。	地域の実状に併せて、地域福祉活動に向けての取り組みができるよう支援を行った。	○

<p>3 人づくりの強化</p> <p>(1) 見守り協力員との連携強化</p>	<p>研修への協力と見守り協力員との連携強化</p>	<p>行政・民生委員児童委員協議会・市社協の三者で「見守り協力員研修」を企画実施。</p>	<p>各圏域で「見守り協力員研修会」を企画し、ネットワークの強化を図った。</p>	<p>○</p>
<p>(2) 福祉教育の充実</p>	<p>増加する福祉体験学習の要請に対する体制の整備 (1) 福祉体験学習指導者の養成</p>	<p>熟年大学ボランティア同好会等の協力を得て養成・実施。</p>	<p>熟年大学ボランティア同好会・民生児童委員・社会福祉施設等の協力を得て実施</p>	<p>○</p>
	<p>(2) こどものまちづくり活動事業（モデル指定）の新設</p>	<p>小・中・高等学校等が推進する地域の方と共に取り組む福祉教育に対し助成金を交付する。</p>	<p>平成29年度より日常生活圏域毎2校を指定し、より地域連携した事業を展開している。</p>	<p>○</p>
<p>(3) 熟年大学生及び卒業生の地域貢献</p>	<p>地域と熟年大学生とをつなぐシステムの構築 (熟年大学特別講座の充実) ①ボランティア体験学習の実施 ②シニア世代安心塾の実施</p>	<p>①ボランティア同好会への加入促進とボランティア体験学習の実施。 ②熟年大学生が関心を寄せるテーマ（健康・認知症等）で特別講座を実施。</p>	<p>特別講座の開催（テーマ）し、加入促進を図った。</p>	<p>○</p>
	<p>熟年大学ボランティアバンクの設置</p>	<p>熟年大学生にボランティア同好会の説明やサポーター養成を行い登録者の増員を図る。</p>	<p>熟大生の地域貢献を進める取り組みとして、熟大ボランティア同好会募集チラシを配布し増員を図った。また、講座で使用する施設の掃除など計画的に実施。</p>	<p>○</p>
<p>4 つながりづくりの強化</p> <p>(1) あったか応援センターの充実</p>	<p>災害救援ボランティアセンターの体制づくりの推進</p>	<p>災害時における「被災者生活サポートボランティアセンター」の立ち上げに向け、市内の関係機関と協働して推進委員会を設置し、マニュアルの作成や講演会の開催等を通して、災害ボランティアセンターを迅速に設置・運営するための体制づくりを行う。</p>	<p>・東広島市被災者生活サポートボラネット推進委員会を開催し、関係機関等での役割の確認、情報共有を行い、顔の見える関係づくりを行った。 ・災害ボランティアセンター閉所後、東広島市からの委託を受け、「地域支え合いセンター」を開設し、被災者支援を行った。</p>	<p>○</p>

	行政、福祉施設、小中高大学、医療機関、企業、各種団体等との連携強化	ボランティアセンター運営委員会の設置について、市生涯学習課との情報交換会や大学との連携強化を図るため県社協指定事業を申請し、あったか応援センターの充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・市生涯学習課（活動支援センター）と連携し、要綱の整備・委員の委嘱を行い、運営委員会を実施した。 ・大学のボランティアセンターとの協働により、「学生ボランティア応援会議」、「東広島学生ボランティア研修・交流会」を実施し、市域における新たな担い手の確保養成に取り組んだ。 	○
	森林づくり、ゴルフ場等各種施設への参画	障がい児者の社会参加と幅広い社会体験づくりとして、地域のイベントや企業の協力を得て「山の日企画」「ゴルフ場企画」を実施。	遠足企画（旧山の日企画）・夏企画・冬企画等を企画実施し、障がい児者と地域の方との交流を行うと同時に、ボランティアへの参加のきっかけづくりとして開催した。	○
(2) 認知症高齢者の見守りネットワークづくり	住民組織、福祉団体、行政等と連携、協働し、「はいかいSOS」の連絡網づくりの検討	地域の方へ理解・協力を求めるための「認知症サポーター養成研修」・「認知症に関する講演会」の啓発や市社協より「オレンジ有志の会」へ参加し連携に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設連絡協議会内に「はいかいSOS委員会」を設置し対応について協議を行い、協力を行った。 ・認知症の理解を深めるために、民生委員児童委員、地域の社会福祉法人の協力を得て、小中高大学で認知症サポーター養成講座を行っている。又、オレンジメイトと協働して地域での認証サポーター養成講座を行っている。オレンジ会と協働して認知症カフェの増設、地域での認知症カフェの新設を検討している。 	○
(3) 健康福祉まつりの実施	特色ある地域行事への積極的参加（健康福祉まつりの全地域での実施等）	東広島、黒瀬、河内、安芸津は社協が主催するまつりを開催。福富、豊栄は町の代表的なまつりに参加。	市民の健康と福祉への理解と関心を醸成するため、市民参加による全市域及び各地域単位での健康福祉まつりを実施	○

■介護事業等業務推進班

重点計画	具体的方策	改善内容と目標	取り組み状況及び取組結果	評価
1 人材の育成と研修 (1) 職員研修の拡充	事業所職員を対象とした研修会を開催する	各事業所に必要な研修を体系的に実施し、スキルの向上及び介護職員としての意識の醸成に繋げる。	平成30年から社協全職員が参加できる研修会に拡充	○

	外部研修を積極的に活用する	県や各種団体等の主催の外部研修会に積極的に参加し、スキルの向上を図る。	外部の研修に積極的に参加し、各事業所で復命を行う事でスキルの向上を図った。	○
	介護福祉士・介護支援専門員・社会福祉士等の資格取得支援	公的資格取得のための支援体制整備が整い、今後も継続的に資格取得希望者の支援を行う。	平成30年度に資格取得等支援制度運用規程の一部改正を行い、対象資格に主任介護支援専門員、相談支援専門員を追加し、支援内容に更新費用、登録費用を追加した。	○
(2) 新たな人材育成と人材確保	目的別の各種養成講座を開催する	1 人材育成と人材の確保を目的とした介護者初任者研修を開催し、訪問介護員等の介護職員の不足を補う。	黒瀬支所でH28年に開催	△
		2 法人後見事業に後見支援員を配置し、適切な利用者支援をしていくため養成講座を開催する。	年に1回は後見支援員を対象に研修会を開催し、必要な知識の取得だけでなく、支援員同士で活動報告を行っているが、養成講座の開催には至っていない。	△
	職場説明会等への積極的参加	職業訓練センター、県社協等が主催する職場説明会へ積極的に参加し、事業所のPRと人材確保を行う。	積極的に参加し、事業所のPRと人材確保に努めている。	○
2 事業所等の充実・強化 (1) 介護保険事業経営改善計画の改訂強化	介護保険事業経営改善計画書の改訂強化の検討	報酬改定に伴って介護保険事業だけでなく、新たに委託事業・障害者サービス事業等を含めた計画の改定を行う。	平成30年度に計画の改定を行った。	○
	計画書の進捗管理及び活用	計画書の進捗管理を行うと同時に、安定経営に向けて計画書が生きたものとなるように定期的に協議を行う。	定期的に行うよう協議中。	△
(2) 介護保険事業所等の充実	計画的な資格取得と指導者養成	1 各研修会への積極的な参加等を通じて、提供責任者等の後継者を計画的に育成援助する。	計画的に育成ができるよう協議検討する。	△
		2 本協議会だけでなく他事業所への指導も可能な「登録喀痰吸引指導者」等の資格を看護師に取得させ、養成講座を開催することを検討する。	他法人の取組を参考にして実施に向けて協議検討していくこととする。	-
		3 「同行援護従業者養成研修」や「相談支援従事者初任者研修」の受講	相談支援従事者初任者研修・現任研修等、職員の資格管理を行い介護事業専門統括官のもと職員の資格取得に努めている。	○

		4 介護報酬等改正などで各事業所の加算要件をいち早く検討し、体制整備が出来るように資格取得を積極的に進める。	介護事業専門統括官を中心に各事業所会議等で情報を共有し、資格取得を推進し、体制整備に努めていくこととする。	△
	地域福祉事業と協働した事業所の展開	1 介護事業に従事する職員を対象とした地域福祉事業の勉強会を行う。	社協内の連携強化を図ることを目的に、職員研修を実施した。	△
		2 利用者が地域で安心して暮らせるよう、介護事業利用者の困りごとを地域福祉活動につなげる仕組みを作る。	介護事業者だけでなく、地域の困りごとを社協専門職がともに考え、支援し出来る仕組みを検討していくこととする。	△
	定期的な事業所等別の会議の開催	介護・障害等事業所の定例会議を開催し、職員の交流と情報共有を行う。	事業毎に月1回の会議を開催し、交流や情報共有を行っている。	○
	新たな在宅サービスの検討	地域で求められている在宅サービスの充実の為、新たに訪問看護事業所の開設に向けて協議を行う。	北部地域に訪問看護事業所を開所し、南部地域の黒瀬にある事業所と合わせて2か所で在宅生活の支援を行っている。	○
(3)「自立支援センターつばさ」の運営機能拡充	利用者の推移とその対応についての検討	安芸津相談支援ネットワーク会議、当事者会等と連携しながら圏域の利用ニーズを把握するなどして、今後の利用者定員増について検討していく。	安芸津相談支援ネットワーク会議、当事者会等とも連携しながらニーズを把握し、実施	○
	個別ニーズ把握とサービス調整機能の充実	1 オリジナルブランド商品等の開発に取り組み、利用者工賃の向上をめざす	新たなオリジナル商品は試作段階まで行えているが、工程等の問題もあり販売までは至っていないため今後研究していく。	△
		2 定期的な場内研修や各種研修会に積極的に参加していくことで、職員の障害支援に関する専門性及び支援スキルの向上を図る。	定期的なミーティングの実施などで専門性や職員間の連携を図っている。	○
	相談支援事業の機能強化	施設内に面談スペースを確保するなどし、安心して相談できる環境を整える。	相談室スペースは、平成28年に改築したことにより、効果的に使用できている。	○
市民交流の場、障害理解をすすめる場としての地域福祉推進機能の充実	地域福祉担当者と連携して、市民への広報や応援者の活動づくり、また利用者と応援者とのつながりづくりをすすめていく。	ボランティア交流会等を開催し、活動を知ってもらい、新しい応援者の活動につなげている。	○	

	社会参加に向けての支援	引きこもりの方等の中間的な就労支援の役割を担うとともに、ニーズに応じて関係機関と連携を図りながら支援を行っていく。	何らかの支援が必要な方に対して定期的に通り他者と交流できる場として機能しているが、これからの取組となる。	△
3 セーフティネット機能の拡充 (1) 生活困窮者自立支援事業の推進	市及び関係機関との連携強化	福祉事務所と連携を図り事業の運営実施、体制づくりを行っていく。また、生活困窮者の発掘や支援の強化に向け、市各部局や関係機関との連携・共同支援のための体制整備を行う。	関係部署や機関から困窮者の相談が増え、チームアプローチの体制ができています。新規相談の1/3が関係部署からの紹介であり、生活支援センターの周知ができてきた。	○
	事業実施に向けた社協内での体制づくりと強化	社協の総合相談窓口の充実から事業の連携・展開が図れるよう、社協内の体制整備を行う。各課・支所と生活困窮者支援に向けた意識統一を図るために職員研修やワーキング会議を継続して行っていく。	地域担当者から困窮者の情報提供を受け、連携した支援を行うことで、より困窮者に寄り添ったができています。制度改正後の研修会については今後検討していく。	△
	地域づくりと新たな社会資源の開発に向けた検討	地域と疎遠になっている生活困窮者に対し、地区社協や地域サロン・住民自治等インフォーマル資源として協力してくれる方の地域づくりを行う。また、独自事業として、フードバンクや貸付事業、生活用品の貸与等地域の状況に応じた対応が図れるよう検討していく。	地域から疎遠になっている困窮者に対し、地域担当者と連携し見守りや参加の場の提供を図っている。地域住民や市役所職員の協力で米や食糧等の提供、就職活動のためのスーツ等の支援を受けている。	○
(2) 権利擁護センター事業の推進	自立支援に向けた「かけはし」事業の推進と体制	生活の一部としてのかけはし事業ではなく、利用者の自立や日常生活の支援につながる事業として、利用者の課題を把握し地域の課題として取り組める事業を展開していくため、かけはし担当の体制整備を行う。	一部の利用者は、軽微な就労や作業所等へ通うことができるようになった。体制整備については、平成30年度に相談受付票を作成し、課題の把握に係る時間を削減したり、業務内容を見直した。	△
	法人後見事業（成年後見制度）の推進	市長申立ての成年被後見人を受任するため、関係部署との連携を図る。また、市や関係機関、一般からの相談に速やかに対応し、申立て支援を行っていく。	市長申立ての相談が市からあった場合は、申立の前から市の担当者と訪問。一般の方から成年後見の申立の相談が増え、申立の支援を行った。	△

	生活あんしんサポート事業の推進	短期利用に入院中の患者の金銭管理支援があるため、病院等と連携を図り、併せて支援の必要な方への情報共有を行うとともに、家族や地域等の生活状況や課題等を行う。地域課題については地域福祉担当者と連携し支援を行う。	病院に入院中の方の利用が3ケースあった。 少しずつではあるが、病院に事業の周知は出来た。	△
	権利擁護センター運営委員会の開催	福権利擁護センターの利用や運営状況等を把握していただくため運営委員会を年3回実施する。また、権利擁護セミナーの講師としてもご協力いただく。	困難事例等で、専門的な知識が必要なケースについては、運営委員会で意見をいただき、課題の解決に結びつけることができた。また、年3回の運営委員会以外でも、普段から相談しやすい関係を築くことができています。 毎年度、第1回権利擁護セミナーでは運営委員に講師として協力をいただいた。	○
	出前講座等普及啓発の推進	関係機関や地域住民に対し、権利擁護センター事業の理解をすすめるため、出前講座や講演会等を開催する。	毎年度、3～4回は出前講座の依頼があり、制度の周知を行った。	○
(3) 高齢者や障害者への見守り連携強化	民協・地区社協・地域サロン等と連携した高齢者世帯の見守り	関係機関との連携を深めるために、各会議や事業等へ積極的に参加する。	平成28年度に生活支援コーディネーターが設置され、地区社協や住民自治協議会等の様々な会議、行事に参加し地域住民と連携を深めてきた。	○
		一人暮らしまたは高齢者世帯の見守り・訪問のツールとしてふれあいバッグ事業を活用する。バッグの使用状況や地域とのつながり状況を含め実態調査を行う。	民児協定例会でふれあいバッグの配布状況の確認は行っているが、全域を対象に使用状況等の実態調査までは至っていない。	△
	はいかいSOSでの連携	警察からの協力依頼に伴って捜索者の早期発見となるように各機関と連携していく。	警察からの協力依頼に対して、迅速に社協内、施設連等の関係機関に情報を提供した。	○
4 他団体との連携 (1) 各連絡協議会との連携強化	東広島市社会福祉施設連絡協議会との連携	1 災害時等、迅速な対応が出来るように訓練等を行い連携を図る。	平成30年の豪雨災害の際には、施設連から人材や車両等の支援を受けた。	○
		2 各部会で行事や研修会等の協議を行い連携を図る。	普段から、社協が行うまつりや福祉体験等で協力、連携を図った。	○

	東広島介護支援専門員連絡協議会との連携	協議会が行う、事業や業務に関する研修会に積極的に参加する。 また、協議会の部会に参画し、関係機関や関係者と交流を図り連携を密にする。	年会費、会員登録等の受付や総会、「井戸端会議」、各種研修会の参加の取りまとめを行う。また、年1回主任介護支援専門員更新の要件である法定外研修を支連協と連携、企画、受付事務等を行う。	○
	東広島訪問介護事業所連絡協議会との連携	協議会開催の研修会等に積極的に参加し、県内の動向をいち早く把握し事業所運営に生かす。	年3回の研修会に参加、役員も務めている。	○
(2) 地域包括支援センター等との連携	地域包括支援センター派遣職員との定例会議の開催	月1回の定例会を開催し、社協と包括の事業内容等の確認を行う。	月1回の包括支援センターの定例会議に、社協の居宅介護支援事業所の管理者が1名参加し、社協の強みが十分に活かせるよう連携強化を行っている。	○
	高齢者相談センター連絡会議の開催	ケース記録のチェックや個々のケースの検討を行い、3センターの連携を図る。	毎月1回ケース検討を行い、連携を図っている。	○
(3) 「はあとふる」との連携	はあとふるとの定例会議の開催	月2回程度の定例会において、困難ケース等の検討又は事業内容等の確認を行い連携を強化する。	月1回 定期的に、はあとふる出向職員と相談支援事業所相談員が集まり、困難ケース等の検討を図っている。	○
	定例支援会議・相談支援会議への参加	自立支援協議会の各種の会議に参加し、他団体等との連携を深める。	相談支援専門員が自立支援協議会のすべての会議に参加できるように、職員間で調整し参加をしている。	○
	各事業所等との連携強化	社協の各事業所とはあとふるの連携を密として、障害者等への支援を充実させる。	自立支援協議会の部会や、各事業所の研修会等に参加	○
5 財源の確保 (1) 各事業所の経営の安定化	広報活動を強化し、利用者増につなげる	1 各事業所のパンフレット作成とホームページ等を活用して広報活動を行い利用者獲得に努める。	通所介護：平成28年度に作成したリーフレットは内容を更新し、新規利用者や、見学・利用希望者に対し効果的に使用している。	△
		2 各事業所だよりの作成の検討を行う。	訪問介護：年1回発行できるよう検討会議を行った。	△
	各事業所の経営状況判断とその対応力強化	1 各事業所単位で予算執行状況管理等の管理運営を適切に行い、経営管理能力を高めると共に、各業務マニュアルの見直しや作成をおこなう。	各事業所単位で予算の執行及び経営状況を適切に把握するため、平成29年度から全職員を対象にした決算勉強会及び予算勉強会を開催した。	△

		2 各事業所単位での経営管理方法の習得、及び強化を図るため、会計ソフトでの収支状況や介護保険ソフトでの利用状況確認など手順を統一化する。	各事業所職員に会計システム使用権限を付与し、予算執行管理を行う体制は整えているが、マニュアルや手順書の作成には至っていない。	△
		3 事業所の経営状況と今後の必要性を精査し、経営統合または廃止等について検討を行う。	平成29年4月に本所の居宅介護支援事業所を黒瀬に、平成31年4月に安芸津の相談支援事業所を本所統合し、従来の支援体制を確保しつつ、事業所経営の安定を図った。	○
(2) 地域福祉活動への財源活用	社協経営母体の補強として計画的に財源活用を検討する	地域福祉事業の推進を図るため、事業所の収益から地域福祉事業へ財源を計画的に活用する方法及び基準等について検討する。	事業所の収益を法人運営事業や地域福祉関係事業に充当(活用)する取り組みは行っているが、基準を定めるまでは至っていない。	△

《基本理念》

- みんなの ふくしに むかいます
- みんなの あしたに つなぎます
- みんなの ねがいに こたえます
- みんなの ちからに ありがとう

＜行動規範＞

- ㊦ 市民のためのわかりやすい協議会を実現します。
- ㊧ 役職員が一体となって、信頼性の高い組織運営を行います。
- ㊨ 気配りを心がけ、利用者に寄り添ったサービスを提供します。
- ㊩ より高い専門性を身につけるため、常に研鑽に努めます。
- ㊪ 打てば響く社協をめざします。

編集・発行 社会福祉法人 東広島市社会福祉協議会
〒 739-0003 東広島市西条町土与丸 1108
TEL (082) 423-2800 FAX (082) 423-8525
URL <https://www.higashihiroshimashi-syakyō.jp/>